

第1節 防災気象情報の伝達

災害対策総務部

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため、市は各防災関係機関との緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

1 実施責任

- (1) 市長は、法令及び本計画の定めるところにより、災害に関する予報、警報等を関係機関、住民、その他関係団体に伝達しなければならない。
- (2) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長、消防団長、消防職員、警察官に通報しなければならない。

2 防災気象情報の伝達周知

- (1) 防災気象情報及びその活用

種 類		概 要
特 別 警 報	大 雨 特 別 警 報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大 雪 特 別 警 報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴 風 特 別 警 報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴 風 雪 特 別 警 報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
<p>「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため、必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本。</p>		
警 報	暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

種 類		概 要
警 報	大 雨 警 報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪 水 警 報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注 意 報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップ等による災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪などにより河川が増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップ等による災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	な だ れ 注 意 報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
注意報	着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)		大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等の再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)		短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)		指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値		指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他の河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時、常時10分ごとに更新している。

<p>早期注意情報（警報級の可能性）</p>	<p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県）で発表される。</p> <p>大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>
<p>府県気象情報</p>	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意点を解説される場合等に発表される。</p> <p>雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する宮城県気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p>また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する宮城県気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p>
<p>土砂災害警戒情報</p>	<p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒を呼びかける情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。</p> <p>市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
<p>竜巻注意情報</p>	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県東部・宮城県西部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県東部・宮城県西部）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>

記録的短時間 大雨情報	大雨警報発表中のに二次細部地域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。
----------------	--

（注1）詳細は、資料7-7「警報・注意報の発表基準」による。なお、地震など不測の事態により気象災害に関わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった状態が長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について対象地域を必要な範囲に限定して暫定基準を設定し、通常より低い基準で運用する。暫定基準による運用を開始する際は、その旨を宮城県、市町村及び関係機関へ周知するとともに仙台管区気象台ホームページへ掲載する。

（注2）大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

（注3）地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。地面現象の特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

（注4）水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、高潮、洪水及び津波についての注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

（注5）警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が

発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	概要
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたときに発表される。
水防活動用洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(2) 消防法に基づき、仙台管区気象台長が宮城県知事に対して行う通報

ア 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険と認められるとき、具体的には次の条件に該当すると予想される場合に、宮城県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。通報の基準は、次のとおり。

通報基準	仙台管区気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準 (注)基準の詳細は資料7-7「警報・注意報の発表基準」を参照
通報方法	<ul style="list-style-type: none"> 仙台管区気象台は、5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報(臨時通報)する。 火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。 火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。
通報区分	乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】 強風注意報→火災気象通報【強風】 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】

イ 火災警報

市長は、前記の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができるものとする。

(3) 予報・警報等の細分区域

平成28年10月10日現在

府 県 予報区	一次細分 区 域	市町村等をま とめた地域	二次細分区域（含まれる市町村等）
宮城県	東 部	東部仙台	仙台市東部（仙台市西部の区域を除く）、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町東部（大和町西部の区域を除く）、大郷町
		石巻地域	石巻市、東松島市、女川町
		東部大崎	大崎市東部（大崎市西部の区域を除く）、涌谷町、美里町
		気仙沼地域	気仙沼市、南三陸町
		東部仙南	角田市、大河原町、村田町、柴田町、丸森町
		登米・東部栗原	登米市、栗原市東部（栗原市西部の区域を除く）
	西 部	西部仙台	仙台市西部※1、大和町西部※2、大衡村
		西部仙南	白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町
		西部大崎	大崎市西部※3、色麻町、加美町
		西部栗原	栗原市西部※4

仙台市、大崎市、栗原市、大和町は、東部と西部に分割して発表する。

※1:仙台市西部(泉区、青葉区宮城総合支所管内及び太白区秋保総合支所管内に限る)

※2:大和町西部(小野、学苑、宮床、もみじヶ丘、吉岡、吉岡東、吉岡南及び吉田に限る)

※3:大崎市西部(岩出山総合支所及び鳴子総合支所管内に限る)

※4:栗原市西部(一迫、鶯沢、栗駒及び花山に限る)

3 水防警報及び決壊等（被害情報）の通報

知事が指定した河川についての水防警報の発表は、県土木事務所長が行うものとし、県土木事務所長が水防警報を発令したときは、速やかに水防管理者及びその他の関係機関に通報するものとする。

また、堤防等の決壊又はそのおそれがある場合は、水防管理者等は、速やかに所轄土木事務所長及び氾濫のおそれがある隣接水防管理者等に通報するものとする。

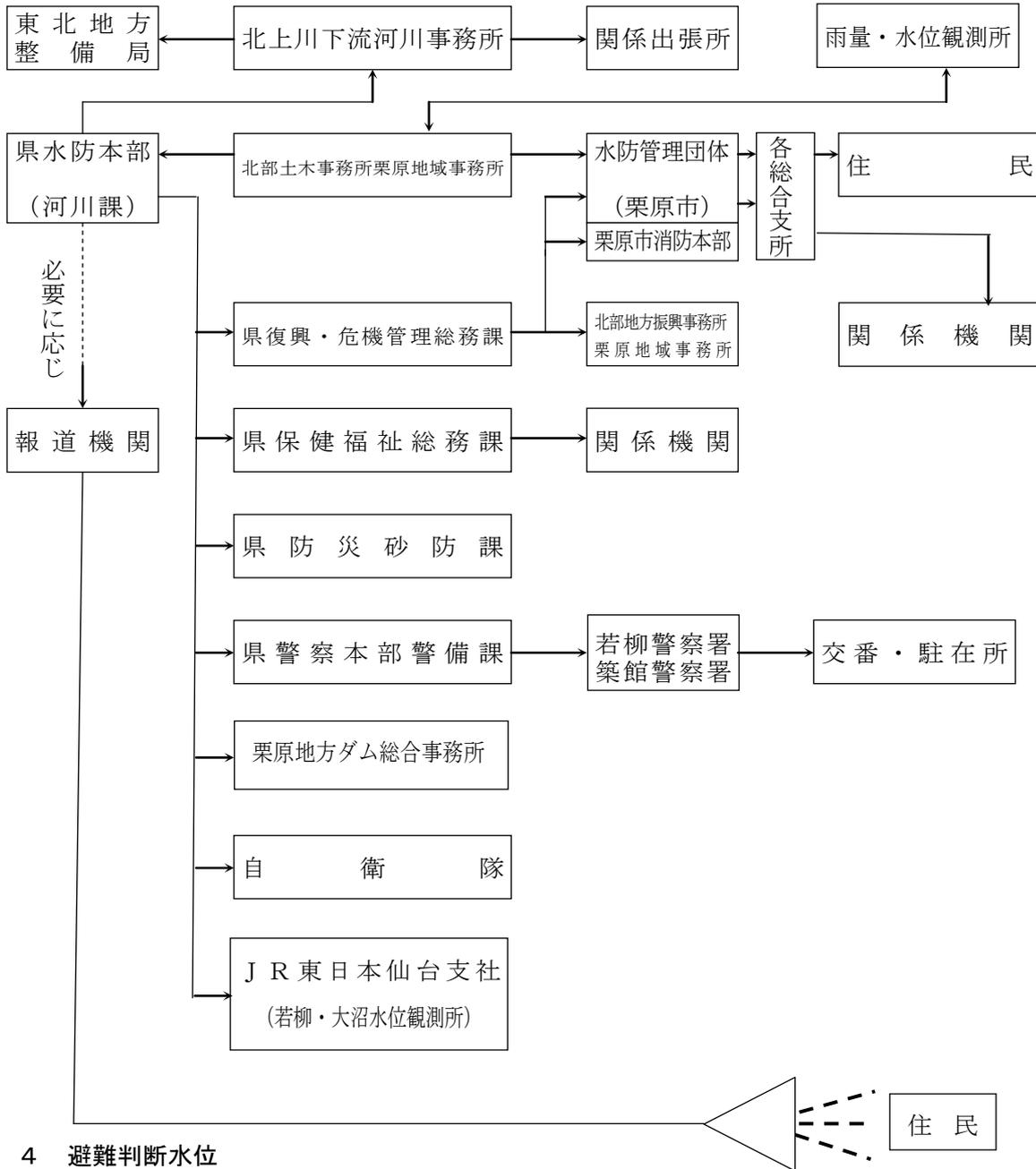
この通報を受けた土木事務所長は、県水防本部長及び所轄警察署長に通報するものとする。

知事が行う水防警報（本市関係分のみ）

対象河川	水位観測所 (管理者)	水位通報	水 防 警 報			通 報 ・ 警 報 発 令 対象市町村	区 間	
			水防団（消防 団）出動準備の 発 令	同 左 出 動 の 発 令	警報解除の発令			
迫 川	留 場 (栗原地方ダム 総合事務所)	水防団待機水位 (3.90m) に達したとき。	水防団待機水位 (3.90m) に達し、更に増水し危険が予想されるとき。	氾濫注意水位 (4.45m) に達し、更に増水し危険が予想されるとき。	氾濫注意水位 (4.45m) を下って、水防作業の必要がなくなったとき。	栗原市 (築館) (若柳) (志波姫)	留場橋 三迫川合流点	
	大 林 (北部土木事務所 栗原地域事務所)	同上 (15.00m)	同上 (15.00m)	同上 (15.45m)	同上 (15.45m)	栗原市 (若柳) (志波姫)	三迫川合流点 若柳大橋	
	若 柳 (栗原地方ダム 総合事務所)	同上 (4.80m)	同上 (4.80m)	同上 (5.30m)	同上 (5.30m)	栗原市 (若柳) 登米市	若柳大橋 登米市迫町錦橋	
二 迫 川	新 橋 (北部土木事務所 栗原地域事務所)	同上 (2.00m)	同上 (2.00m)	同上 (2.10m)	同上 (2.10m)	栗原市 (築館) (栗駒) (鶯沢)	鶯沢大橋 迫川合流点	
三 迫 川	岩ケ崎 (北部土木事務所 栗原地域事務所)	同上 (1.50m)	同上 (1.50m)	同上 (2.12m)	同上 (2.12m)	栗原市 (若柳) (栗駒) (金成)	阿弥陀堂橋 迫川合流点	
芋 塚 川	栗駒公園線 (北部土木事務所 栗原地域事務所)	同上 (2.35m)	同上 (2.35m)	同上 (2.75m)	同上 (2.75m)	栗原市 (築館) (栗駒) (一迫)	忠兵衛浦橋 二迫川合流点	
小山田川	富 橋 (北部土木事務所 栗原地域事務所)	同上 (2.20m)	同上 (2.20m)	同上 (2.70m)	同上 (2.70m)	栗原市 (高清水) (瀬峰)	国道四号橋 瀬峰東北本線	
	瀬 峰 川	大 沼 (東部土木事務所 登米地域事務所)	同上 (5.30m)	同上 (5.30m)	同上 (5.80m)	同上 (5.80m)	栗原市 (瀬峰)	瀬峰東北本線 旧迫川合流点
							栗原市 (瀬峰)	瀬峰根川橋 小山田川合流点
	萱 刈 川						栗原市 (瀬峰)	瀬峰東北本線 小山田川合流点
大水門川						栗原市 (瀬峰)	瀬峰東北本線 萱刈川合流点	

(資料7-8~7-11 参照)

水防警報伝達系統図 (知事が発令する場合)



4 避難判断水位

県が洪水による相当な損害が発生するおそれのある河川を指定し、市長が発令する高齢者等避難及び住民の自主避難の目安として「避難判断水位」が設定されており、市は、洪水の被害軽減を図るため、「避難判断水位」に達したときは、住民等に対し、必要な情報を提供する。

指定河川ごとの避難判断水位は、資料7-12「避難判断水位」に記載のとおりとする。

(1) 避難判断の位置付け

氾濫注意水位※1 < 避難判断水位 < 氾濫危険水位※2

※1 氾濫注意水位とは、水害の発生に備えて、水防団の出動の目安となる水位です。

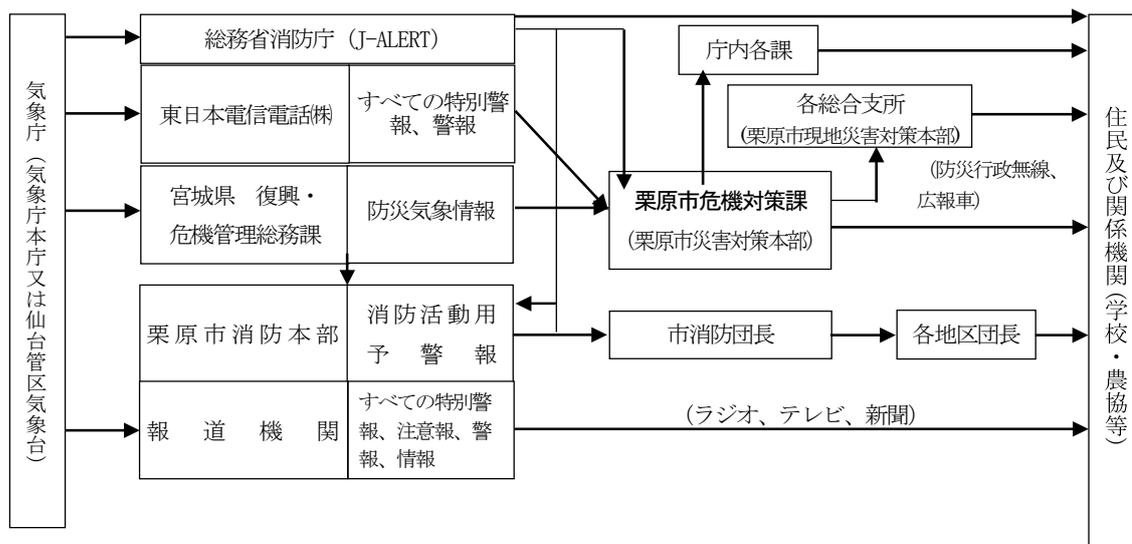
※2 氾濫危険水位とは、市長が発令する「避難指示」の目安になる水位です。洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位です。

(2) 水防警報の発令基準

- ア 準備 対象水位観測所の水位が水防団待機水位に達し、出水判断の参考となる期間における状況等から、なお水位上昇のおそれがあると認めたとき。
- イ 出動 水位が氾濫注意水位に達し、水位状況等から水防活動の必要が予想され、出動を要すると認めたとき。

5 気象予警報等の伝達

(1) 気象予警報等の伝達系統



(2) 気象予警報等の受領及び伝達方法

- ア 関係機関から通報される気象予警報等は、勤務時間内は危機管理監が、勤務時間外は職員等が受領する。
- イ 職員等が受領した場合は、直ちに危機管理監に伝達する。
- ウ 気象予警報等を受領した危機管理監は、市長に報告するとともに、その指示を得て関係各課長、関係機関及び住民に通報する。
- エ 住民への伝達は、原則として必要と認める気象予警報について、災害対策総務部長が市長の指示を受けて、防災行政無線（同報無線）及び広報車により周知を図る。

6 火山情報等の収集、伝達

(1) 火山情報の種類と発表基準

宮城県には栗駒山、蔵王山、鳴子の活火山があり、仙台管区气象台が噴火予報・警報を発表する。

なお、栗駒山及び蔵王山においては、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した噴火警戒レベルを、噴火予報・警報に付して発表する。

ア 噴火警報

仙台管区气象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予

想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。

警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」（又は「噴火警報」）、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」（又は「火口周辺警報」）として発表する。なお、「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

仙台管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

ウ 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する指標である。

火山防災協議会においては、平常時から噴火時の避難体制等について共同で検討を行い、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、県、市町村の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。栗原市が関係する火山では、栗駒山で運用されている。また、噴火警戒レベルの引上げや引き下げの基準については、仙台管区気象台が科学的知見に基づく精査を実施し、気象庁ホームページで公表している。

噴火警報・予報の名称、火山の活動状況、噴火警戒レベル等の一覧表

栗駒山噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降事例なし
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者の避難等が必要。	融雪型火山泥流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 有史以降事例なし
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。状況に応じて要配慮者の避難準備等が必要。特定地域の避難等が必要。住民は通常的生活。	・火口から概ね4km以内に大きな噴石の飛散する噴火の発生又はその可能性。 ・火口から居住地域近くまで火砕流・火砕サージ・融雪型火山泥流が到達、又はその可能性。 【過去事例】 有史以降事例なし
			レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。住民は通常的生活。	火口から概ね800m以内に大きな噴石の飛散、火口周辺に火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生又はその可能性。 【過去事例】 1744年の噴火、1944年の噴火
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性。

※特定地域とは、居住地域よりも栗駒山の想定火口に近いところに位置する温泉等の施設が含まれる地域を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になる場合がある。(須川温泉周辺地域、イワカガミ平)

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※レベル3以上の火砕流・火砕サージの影響範囲は、到達範囲の推移など火山活動の状況をみながら判断する。

鳴子(噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合)

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそ れより火口側。	居住地域及び それより火口側の範囲 における嚴重な警戒 居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼ す噴火が発生、あるいは発生 すると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地 域近くまでの広 い範囲の火口周 辺。	火口から 居住地域近くまでの 広い範囲の火口周辺に おける警戒 入山危険	居住地域の近くまで重大な影 響を及ぼす(この範囲に入った 場合には生命に危険が及ぶ)噴 火が発生、あるいは発生する と予想される。
		火口から少し離 れた所までの 火口周辺。	火口から 少し離れた所までの火 口周辺における警戒。 火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この 範囲に入った場合には生命に 危険が及ぶ)噴火が発生、ある いは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等。	活火山 であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の 状態によって、火口内で火山 灰の噴出等が見られる。(この 範囲に入った場合には生命に 危険が及ぶ)

エ 噴火速報

仙台管区气象台が、噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や火山周辺の住民等に火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- (ア) 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- (イ) 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合 (※)
- (ウ) このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するに当たっては、気象庁が監視に活用するデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

オ 火山の状況に関する解説情報

仙台管区气象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を發

表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

カ 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(ア) 降灰予報(定時)

- a 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表する。
- b 18時間先(3時間区切り)までに、噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

(イ) 降灰予報(速報)

- a 噴火が発生した火山(※1)に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5~10分程度で発表する。
- b 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

(※1) 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。

降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

(ウ) 降灰予報(詳細)

- a 噴火が発生した火山(※2)に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、噴火発生後20~30分程度で発表する。
- b 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

(※2) 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。

降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表する。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

キ 火山ガス予報

仙台管区気象台が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

ク 火山現象に関する情報等

仙台管区気象台が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

(ア) 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

(イ) 月間火山概況

前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

(ウ) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

(2) 噴火警報等の通知・通報及び伝達

ア 噴火警報等（噴火警報、火口周辺警報、噴火予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時））の通知及び伝達の内容

(ア) 仙台管区気象台

火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するために必要があると認めるときは、噴火警報等を知事等必要な関係者へ通知及び伝達する。

(イ) 宮城県

仙台管区気象台から噴火警報等の伝達を受けたとき、又は自ら知ったときは、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をする。

(ウ) 栗原市

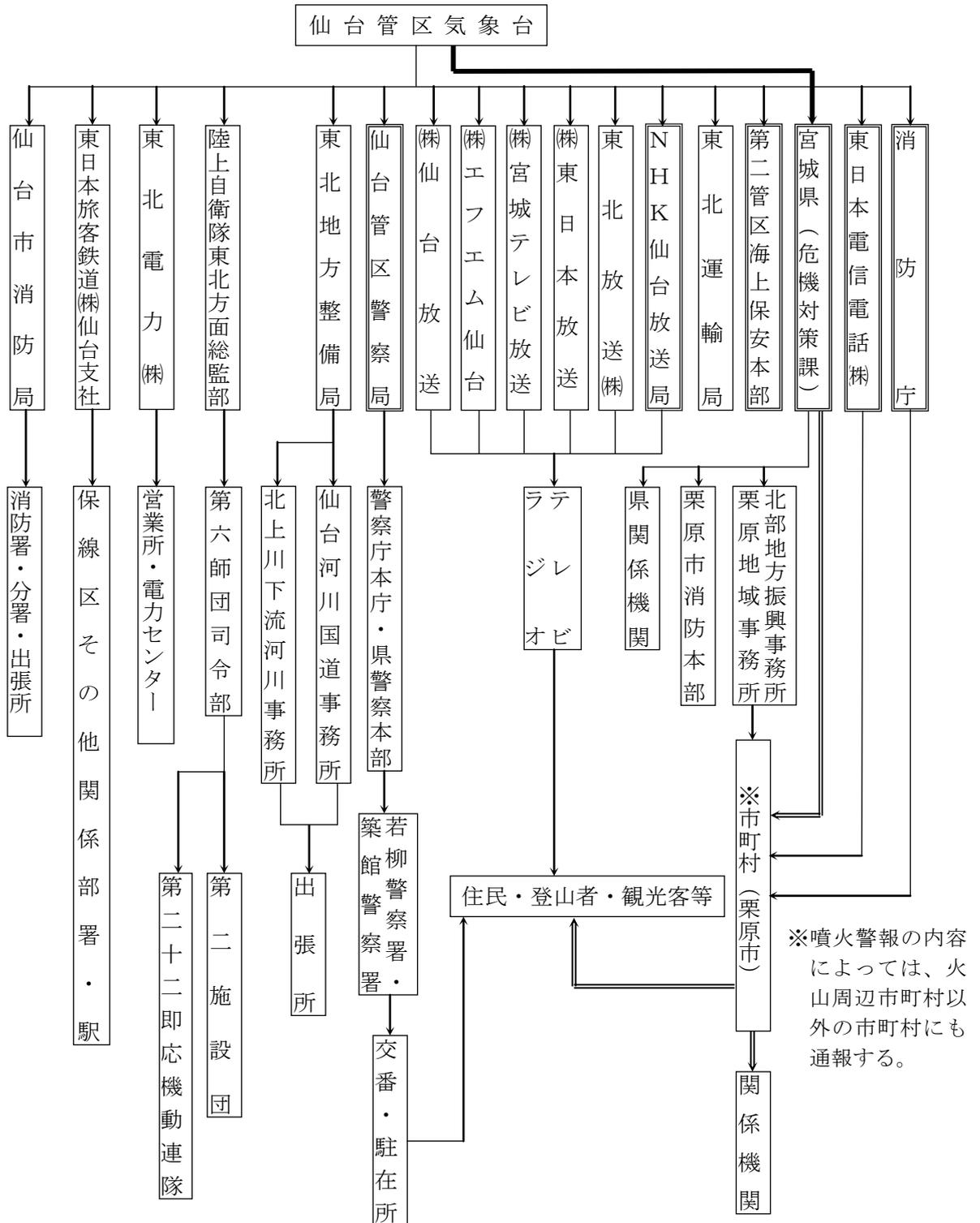
知事から噴火警報等の伝達を受けたとき、又は自ら知ったときは、その伝達事項を防災行政無線、サイレン、緊急速報メール等及び登山口等における掲示並びに栗駒レストハウスの管理人を介した情報伝達等により、関係機関、住民及び登山者（以下「住民等」という。）等、栗原市地域防災計画に定める団体に伝達する。

この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告をする。

イ 通報及び伝達の系統

噴火警報等の通報及び伝達は、噴火警報等伝達系統図による。

噴火警報等伝達系統図



※噴火警報の内容によっては、火山周辺市町村以外の市町村にも通報する。

※噴火警報の内容によっては、火山周辺市町村以外の市町村にも通報する。

注) 二重枠の機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

(3) 異常現象発見の通報

火山に関する異常な現象を発見したものは、直ちに市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報し、市長は、速やかに仙台管区気象台を含む関係機関に通報するとともに、異常現象を発見した場合の通報義務について地域住民、登山者、観光者等に啓発を図るものとする。

なお、通報を要する異常現象とは、おおむね次の内容のものをいう。

- ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれに伴う降灰等
- イ 火山地域での火映、鳴動の発生
- ウ 火山地域での地震の群発
- エ 火山地域での山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
- オ 火口、噴気孔の新生拡大、噴気、噴煙の量、色、温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化
- カ 火山地域での湧泉の新生あるいは枯渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- キ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大あるいは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等
- ク 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

(4) 緊急調査の実施

東北地方整備局（国道）事務所は、火山噴火に伴う降灰等に起因する土石流によって被害が及ぶおそれがある区域、時期について想定し、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報として、知事及び関係市町村長に通知するとともに、一般に周知する。

(5) 警戒避難体制の整備等

ア 避難計画の策定

市は、火山防災協議会での検討により、噴火シナリオや火山ハザードマップを用いて避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ段階的に設定することにより噴火警戒レベル設定、避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難経路・手段を定めるなど、具体的な避難計画を策定する。さらに、当該避難計画に基づき避難訓練の実施及び日頃から避難計画を住民等へ周知する。

また、市は、火山防災協議会における検討を通じて策定された避難計画を実効性のあるものとするため、地域防災計画において下記の事項を定める。

- (ア) 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発表・伝達に関する事項
- (イ) 噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市長が行う通報及び警告に関する事項
- (ウ) 避難場所及び避難経路に関する事項
- (エ) 火山現象に係る避難訓練に関する事項
- (オ) 救助に関する事項
- (カ) 警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地

(キ) その他必要な警戒体制に関する事項

(6) 防災訓練の実施

火山防災協議会は、関係機関と連携した防災訓練を実施し、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図る。

また、訓練実施に当たっては、宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても推進する。

(7) 避難促進施設の指定及び避難確保計画の作成

活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づき、火山災害警戒地域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められた施設として、栗原市地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数のものが利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者（資料9-1「要配慮者利用施設及び避難促進施設一覧」）は、下記の事項等を定めた避難確保計画を作成・公表する。

ア 火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項

イ 防災体制に関する事項

ウ 避難誘導に関する事項

エ 避難訓練及び防災教育に関する事項

避難確保計画の作成・公表後は、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について、市に報告する。

市は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に関して、必要な助言又は勧告等を行い、施設の所有者又は管理者による取組の支援に努める。

第2節 防災活動体制

全 部

災害等が発生した場合、市内の広い範囲で住民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、市は防災関係機関と協力し、栗原市災害対策本部条例及び運営要綱、活動要領に基づき、災害等が発生した場合、又はそのおそれがある場合において、その状況を勘案し、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため、迅速かつ的確な配備体制の下に防災活動を行う。(資料1-2～1-4)

なお、災害応急段階においては、市及び関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

1 事前対策会議

台風等による被害の発生が予測される場合に、下記の者で協議を行いその内容を各所属に周知し、防災活動の確認を行う。なお、必要に応じて、参集メンバーを加えて会議を行う。

(1) 参集メンバー

副市長、総務部長、企画部長、市民生活部長、農林振興部長、商工観光部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、医療局長、消防長

(2) 協議事項

- ア 各所属における事前対策の確認
- イ 職員の配備時期及び避難所の開設時期
- ウ その他必要と認める事項

2 市災害対策本部の設置

市長は、災害対策基本法第23条第1項の規定により、(1)の「設置基準」のいずれかに該当する場合は、気象警報並びに災害の状況を見極めた上、災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

(1) 設置及び廃止基準

設置基準	ア 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。 イ 災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要するとき。 ウ 気象、地象及び水象についての情報又は警報を受け非常配備の必要があるとき。
廃止基準	ア 災害の発生するおそれが解消したと認めた場合 イ 災害対策活動が完了したとき。

(2) 公表

市長は、本部を設置したときは、速やかに宮城県へ報告するとともに本部員、関係機関及び住民に対し、電話、文書、その他の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。

なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

(3) 設置等権限の代理者

本部の設置又は廃止の決定権限は、市長にあるが、市長が不在の場合の職務代理順位者は、副市長とする。ただし、副市長も不在の場合は、本部員のうち上席の者が指揮をする。

(4) 本部の設置場所

本部は、市役所庁舎に設置する。ただし、庁舎の被災等により、本部として機能できないと市長が判断したときは、次の順位により本部を移設する。

第1順位	市消防本部庁舎	第2順位	使用可能な総合支所庁舎
------	---------	------	-------------

3 本部の組織

(1) 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副市長・教育長・病院事業管理者）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 本部員（部長職にある者、消防本部消防長、議会事務局長、会計管理者、農業委員会事務局長、医療局長、消防団長、本部長が必要と認める者）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、所属職員等を指揮監督する。

(4) 本部員会議

災害対策に係る重要事項を協議決定し、その実施を推進するため、本部に本部員会議を置く。

ア 本部員会議は、必要に応じて本部長が招集する。

イ 本部員は、災害応急対策に関し、本部員会議に付議する必要があると認める場合は、資料を提示し、本部長に本部員会議の開催を求めることができる。

ウ 本部員が本部員会議に出席する場合は、必要によりそれぞれの所掌事項に関する次に掲げる災害対策資料を提出しなければならない。

(ア) 災害及び被害の状況

(イ) 応急活動及び措置内容

(ウ) 住民及び関係機関等に対する指導又は連絡調整事項

(エ) 今後の応急対策及び復旧対策

(オ) 前各号に掲げるもののほか、本部長が指示する事項

エ 本部長及び本部員は、必要により各関係機関又は所属職員を本部員会議に出席させることができる。

オ 本部員会議は、次に掲げる事項を協議・決定する。

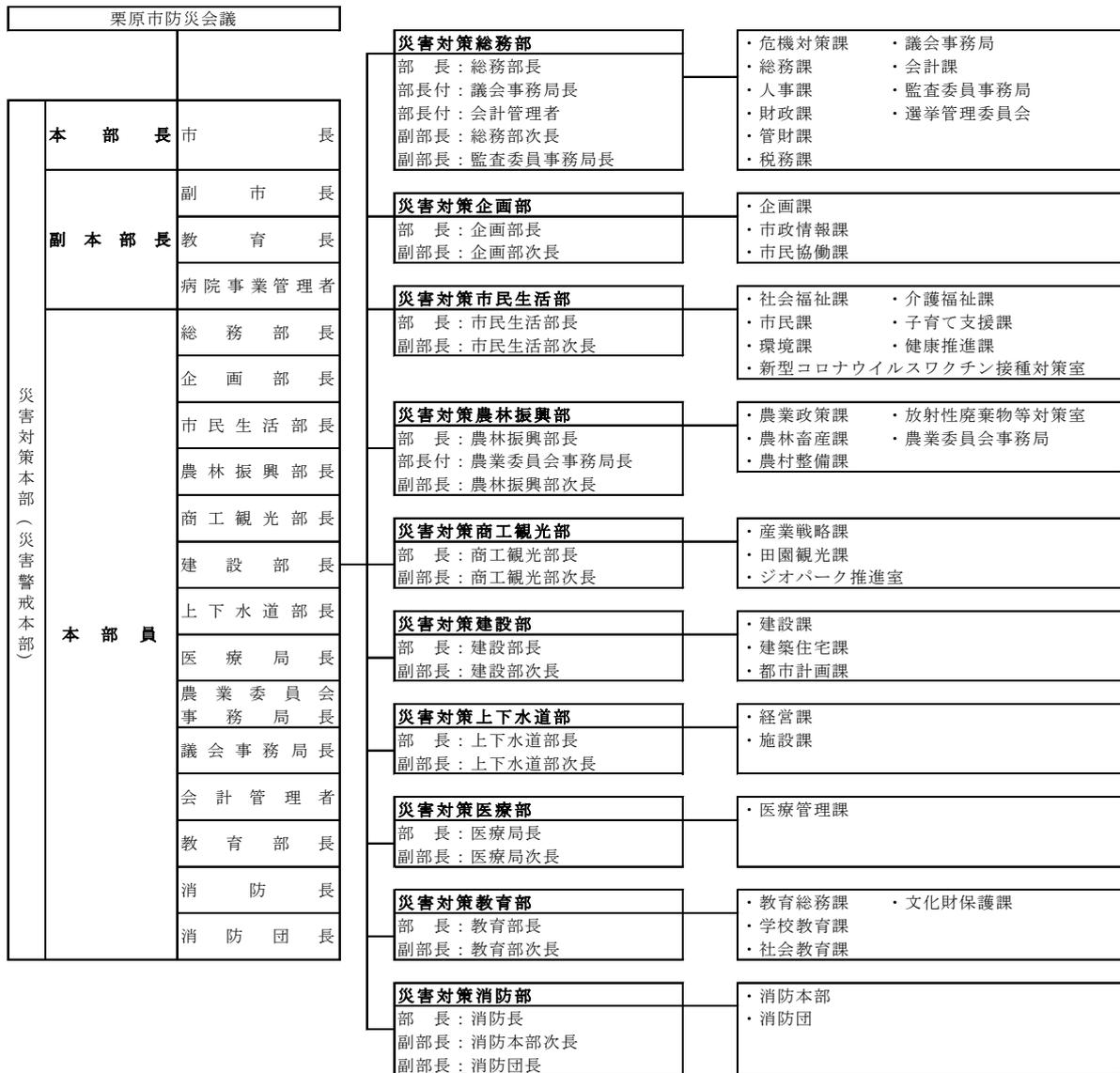
(ア) 本部の非常配備態勢及び解除の決定に関すること。

- (イ) 気象情報、災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (ウ) 避難指示等の発令に関すること。
- (エ) 避難所の開設及び閉鎖に関すること。
- (オ) 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (カ) 他市町村間との相互応援並びに自衛隊及び公共団体等に対する応援要請に関すること。
- (キ) 現地災害対策本部に関すること。
- (ク) 住民の不安を除くために必要な広報に関すること。
- (ケ) 消防、水防その他応急措置に関すること。
- (コ) 被災者の救助、救護、その他の保護に関すること。
- (サ) 施設、設備の応急復旧に関すること。
- (シ) 防疫その他の保健衛生に関すること。
- (ス) 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給に関すること。
- (セ) 県災害対策本部への報告、要請に関すること。
- (ソ) 自主防災組織との連携及び指導に関すること。
- (タ) 前各号に掲げるもののほか、災害対策に関すること。

(5) 部の設置

本部における部の組織は次のとおりとし、各部の事務分担については、別表1のとおりとする。

栗原市災害対策本部組織図



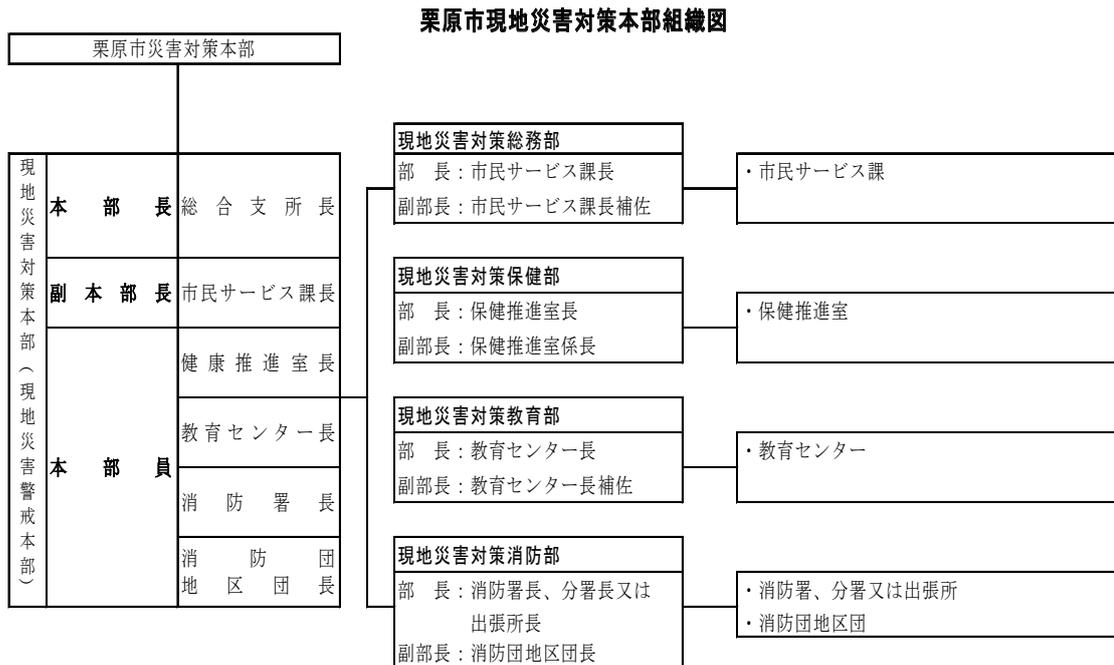
※災害対応配備基準により、災害警戒本部が設置された場合も同様の組織体制とする。
 ※本部長に事故あるときは、副本部長が指揮する。
 ※本部長及び副本部長に事故あるときは、本部員のうち上席の者が指揮をする。
 ※各施設職員は、所管する部に属する。

(6) 現地災害対策本部

災害の状況により、本部長が必要と認めるときは、総合支所に現地災害対策本部を設置し、災害応急対策活動の指揮を行うものとする。

現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）は、災害当該地域の総合支所長等本部長が指名する者が当たる。現地本部員その他の職員は、各課等のうちから現地本部長が指名する。

なお、現地災害対策本部の組織は次のとおりとし、各部の事務分担については、別表2のとおりとする。



※災害対応配備基準により、現地災害警戒本部が設置された場合も同様の組織体制とする。

※本部長及び副本部長に事故あるときは、本部員のうち上席の者が指揮する。

※各施設職員は、所管する部に属する。

(7) 標識等

ア 本部の標識

本部が設置されたときは、その表示を庁舎正面玄関に掲げるものとする。

イ 標旗

災害応急対策に使用する自動車には、標旗をつけるものとする。

ウ 服装

災害応急対策に従事する職員の服装は、状況により活動に適した服装を着用することとする。

(8) 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合、知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

(9) 応援協定に基づく要請

市町村間で応援協定を締結している場合、必要に応じて応援要請等を行う。

4 災害対策本部の職員配備体制

(1) 配備基準及び配備体制

	発令基準	本 部	配備人員	活動内容
第0号配備	(1)大雨、洪水等の注意報又は警報が発表され、災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき。 (2)河川の水位が水防団待機水位に達し、さらに増水し危険が予想されるとき。 (3)栗駒山及び鳴子に噴火予報の段階で噴火速報又は噴火警報（火口周辺）（警戒事項：火口周辺危険若しくは入山危険）が発表されたとき。 (4)その他市長が必要と認めたとき。	警戒配備	災害に関係のある部、課、総合支所の所要人員。 ※総合支所においては、その所管区域に警報等が発表された場合に、態勢を敷くものとする。	(1)気象情報の収集 (2)河川情報の収集 (3)噴火情報の収集 (4)必要な水防対策等の準備及び実施 (5)避難所開設等の準備
第1号配備	(1)大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき。 (2)台風による災害が予想されるとき。 (3)河川の水位が避難判断水位に達し、さらに増水し危険が予想されるとき。 (4)その他本部長（市長）が必要と認めたとき。	警戒本部設置（現地警戒本部設置）	警戒本部設置における関係部、課、総合支所の所要人員。	(1)気象情報の収集 (2)河川情報の収集 (3)危険地域等の情報の収集 (4)必要な水防対策等の実施 (5)避難所開設、避難誘導等の活動
第2号配備	(1)大雨、洪水、暴風等の特別警報及び警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき又は広範囲にわたる被害が発生したとき。 (2)台風による広範囲かつ大規模な災害が予想されるとき。 (3)河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達し、さらに増水し危険が予想されるとき。 (4)その他本部長（市長）が必要と認めたとき。	災害対策本部設置（現地災害対策本部設置）	警戒本部における部局長及び関係部、課、総合支所の所要人員で、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。	(1)必要な水防対策、応急復旧等の実施 (2)避難所開設、避難誘導 (3)関係機関への応援要請

第3号配備	(1)災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において本部長（市長）が必要と認めるとき。 (2)栗駒山及び鳴子に噴火警報（居住地域）が発表されたとき。	災害対策本部設置 (現地災害対策本部設置)	全職員	
-------	---	--------------------------	-----	--

※ 栗駒山の噴火警戒レベルの導入に伴い、レベル2及びレベル3は噴火警報（火口周辺）に該当するため第0号配備、レベル4及びレベル5については、特別警報に該当するため第3号配備とする。

※ 第1号配備及び第2号配備における配備人員は、各総合支所ごとに災害の状況が異なることが想定されるため、本部長と総合支所長の協議により決定する。

(2) 部別の配備人員

部名	課名	風水害及び火山災害時の配備人員				
		第0号配備	第1号配備	第2号配備	第3号配備	
栗原市災害対策本部	危機対策課	○	○	○	○	
	総務課		○	○	○	
	人事課		○	○	○	
	財政課			○	○	
	管財課			○	○	
	税務課			○	○	
	会計課				○	
	議会事務局		○	○	○	
	選挙管理委員会				○	
	監査委員事務局				○	
	災害対策企画部	企画課		○	○	○
		市政情報課		○	○	○
		市民協働課			○	○
	災害対策市民生活部	社会福祉課	○	○	○	○
		市民課			○	○
		環境課			○	○
		介護福祉課		○	○	○
		子育て支援課			○	○
		健康推進課		○	○	○
		新型コロナウイルスワクチン接種対策		○	○	○
災害対策農林振興部	農業政策課		○	○	○	
	農林畜産課			○	○	
	農村整備課	○	○	○	○	
	放射性廃棄物等対策室			○	○	
	農業委員会事務局			○	○	
災害対策商工観光部	産業戦略課		○	○	○	
	田園観光課			○	○	
	ジオパーク推進室			○	○	
災害対策建設部	建設課	○	○	○	○	
	建築住宅課			○	○	
	都市計画課			○	○	

部 名	課 名	風水害及び火山災害時の配備人員				
		第0号 配 備	第1号 配 備	第2号 配 備	第3号 配 備	
栗原市 災害対策本部	災害対策上下水道部	経営課		○	○	○
		施設課		○	○	○
	災害対策医療部	医療管理課		○	○	○
	災害対策教育部	教育総務課		○	○	○
		学校教育課		○	○	○
		社会教育課		○	○	○
	災害対策消防部	文化財保護課				○
		消防本部	○	○	○	○
	消防団	○	○	○	○	
現地 災害対策本部	災害対策総務部	市民サービス課	○	○	○	○
	災害対策保健部	保健推進室		○	○	○
	災害対策教育部	教育センター		○	○	○
	災害対策消防部	消防署・分署・出張所	○	○	○	○
		地区団	○	○	○	○

※災害時の配備体制に該当する課等は、その災害に対応するために必要とされる人員を、事前に所属職員の中から決定し対応に当たること。

※災害時に対応する職員が栗原市を公務及び私用で長期に離れる場合は、代理の者を定め対応に当たること。

※第2号配備で指定されない職員は、待機となるので連絡体制の確保に努めること。

※各施設等は、所属する課と同様な配備体制となるため、必要とされる人員を確保すること。

5 配備指令の伝達

(1) 勤務時間内

ア 危機管理監が気象情報・災害情報等を受理する。

イ 配備体制を決定する。

第0号配備体制に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監が配備を決定 ・配備について、市長・副市長にその旨報告する
第1号配備体制に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・副市長に報告し、その指示を受ける ・配備について市長・副市長に報告する
第2・第3号配備体制に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・市長に報告し、その指示を受ける ・配備について市長・副市長に報告する

ウ 危機管理監は、関係課長に配備指令を伝達（内線電話・庁内LAN・防災行政無線・使徒・文書等により）するとともに、庁内放送により周知する。

なお、県へは、宮城県総合防災情報システム（MIDORI）により報告する。

(2) 勤務時間外

- ア 警備員等が気象情報・災害情報等を受理する。
- イ 警備員等は、危機管理監に連絡する。
- ウ 配備体制を決定する。（勤務時間内と同様に）
- エ 危機管理監は、関係課長に配備指令を伝達（電話等により）する。
- オ 危機管理監は、配備体制をとったことを関係機関に通知する。

(3) 非常登庁

職員は勤務時間外において、災害の発生又は災害の発生するおそれがあることを知ったときは進んで所属長と連絡を取り、又は自らの判断により、登庁する。

6 参集に際しての留意事項

(1) 参集場所

- ア 本部要員は、原則として所属場所を参集場所とする。ただし、道路・交通の状況により参集できない場合は、最寄りの各総合支所等へ参集するとともに所属先に参集場所を連絡する。
- イ 配備職員は、あらかじめ定められた担当地区へ参集し、地域の情報把握、避難誘導等を行う。

(2) 参集時の服装、携行品

参集時の服装は、災害対策本部員及び防災担当者は活動服、その他の職員については栗原市指定の作業着とし、やむを得ない場合につき、作業のできる服装とする。また、名札、飲料水及び食料、携帯ラジオ、懐中電灯等を可能な限り携行する。

(3) 参集の方法等

- ア 職員は、災害の状況に応じ、自動車の利用は避け、バイク、自転車等により参集する。
- イ 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長へ連絡するとともに、別途指示を受けて登庁する。

(4) 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において火災又は人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関及び警察機関等に連絡するとともに、付近住民と協力し、応急救護等の適切な処置をとる。

(5) 参集途上の情報収集

- ア 職員は、参集時には、参集経路周辺の状況に目を配りながら参集し、できるだけ「被害状況調査票」等を活用してメモをとる。
- イ 職員は、火災発生、要救出者の情報など、人命や災害拡大に関わる緊急情報は、すぐに連絡する。
 - 道路の状況……………道路・橋梁の被害、渋滞の発生状況
 - 建物被害状況……………建物被害の集中している箇所
 - 救助者……………救助を必要としている者の有無
 - 火災の状況……………火災の発生箇所

7 職員の配備に際しての留意事項

(1) 本部機能の早期確立

本部の機能を早期に確立する必要があるため、災害発生初期においては、参集してきた職員は災害対策総務部の応援に努める。

(2) 職員の参集状況の記録・報告

各部長は、職員の参集状況を定期的に記録し、その累計を災害対策総務部長に報告する。

(3) 応援体制の確立

本部は、被害状況、職員の参集状況等を考慮し、優先的な配備が必要な部へ応援人員を派遣するなど、職員の適正配備を図る。

また、各部長は、災害対策活動を実施するに当たり、職員が不足し、他部の応援を必要とするときは、災害対策総務部長に動員を要請する。

なお、災害に係る活動について特定の任務を与えられていない職員又は与えられた任務を終了した職員は、それぞれの所属する部の事務室で待機し、上司から出動命令のあったときは直ちに出動できる態勢を整えておく。

(4) 参集しない職員の体制

職員は、警報発表等を報道等で知った場合には、当該配備員でなくても、動員指令が出る場合に備え、いつでも指令に応えることができるよう心掛けること。

別表1 災害対策本部各部の事務分担

部 名	担 当 課	業 務 内 容
災害対策総務部	危機対策課 総務課 人事課 議会事務局 選挙管理委員会 監査委員事務局	1 災害警戒及び災害関係の広報に関すること
		2 本部の運営に関する総合調整に関すること
		3 気象情報、被害情報の調査収集及び伝達に関すること
		4 本部の開設及び閉鎖並びに本部員会議に関すること
		5 現地災害対策本部の開設及び閉鎖の指示に関すること
		6 被害報告のとりまとめ及び報告に関すること
		7 調査班の派遣に関すること
		8 災害対策及び災害時の応急復旧に関すること
		9 職員の配備に関すること
		10 宮城県との連絡に関すること
		11 自衛隊の派遣及び他市町村への応援要請に関すること
		12 緊急消防援助隊の応援要請に関すること
		13 災害時における議会の調査活動に関すること
		14 部内の総括、連絡調整に関すること

		15ガソリン、灯油等燃料の調達、統制に関すること 16その他、他部に属さないこと
	財政課	1 災害関係の予算措置に関すること 2 災害時応急復旧に要する資金の調達に関すること
	管財課	1 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 2 市有財産の被害報告のとりまとめに関すること 3 災害時の市有財産の応急復旧に関すること 4 公用車の配車に関すること 5 寄付金の受領に関すること
	税務課	1 住家等の被害状況の調査に関すること 2 災害時における市税取扱い及びり災者の資産評価に関すること
	会計課	1 災害時に要する経費の経理に関すること 2 義援金の受入れ管理に関すること
災害対策企画部	企画課 市政情報課 市民協働課	1 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 2 住民への災害情報の提供に関すること 3 協力機関との連絡調整に関すること 4 報道関係機関との連絡及び相互協力に関すること 5 部内の総括、連絡調整に関すること 6 災害対策記録写真等の整備及び提供に関すること 7 災害統計に関すること 8 その他災害の広報資料の収集及び提供に関すること
災害対策市民生活部	社会福祉課	1 災害救助法に基づく救助事務の全般に関すること 2 住民の避難及び避難所に関すること 3 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 4 社会福祉協議会との連絡調整に関すること（義援金の配分を含む） 5 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること 6 被災者の生活相談に関すること 7 炊き出しに関すること 8 救援物品等の受領、調達物の受払いの総合調整に関すること 9 部内の総括、連絡調整に関すること 10 災害時における要配慮者世帯に関すること

	市民課 環境課	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 2 埋・火葬に関すること 3 環境衛生対策に関すること 4 し尿処理に関すること 5 災害廃棄物の処理に関すること 6 外国人旅行者等の対応に関すること 7 災害時における要配慮者世帯に関すること
	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における児童及び母子父子世帯に関すること 2 保育所入所児童の応急保育に関すること 3 母子生活支援施設入所者の応急措置に関すること 4 所管施設の給食用物資の調達に関すること 5 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること
	介護福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における各種介護給付に関すること 2 災害時における要配慮者世帯に関すること
	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療救護及び薬品資材の確保に関すること 2 医療機関の被害調査に関すること 3 医療局との連絡調整に関すること 4 被災者の感染症予防等健康保持に関すること 5 市医師会との連絡調整に関すること 6 医療救護所の設置及び運営に関すること 7 保健と栄養対策に関すること 8 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 9 災害時における要配慮者世帯に関すること
	新型コロナウイルスワクチン接種対策室	<ul style="list-style-type: none"> 1 ワクチン接種体制の確保に関すること
災害対策農林振興部	農業政策課 放射性廃棄物等 対策室 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 2 穀物、野菜等の調達及び供給に関すること 3 災害復旧資金の融資に関すること 4 利子補給等援助対策に関すること 5 関係機関との連絡調整に関すること 6 部内の総括及び連絡調整に関すること
	農林畜産課	<ul style="list-style-type: none"> 1 農林農作物の被害調査に関すること 2 農作物の病虫害防除に関すること 3 家畜の被害調査及び応急措置に関すること 4 家畜伝染病の予防及び応急措置に関すること 5 へい獣の処理に関すること

	農村整備課	1 農業用施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 林道の被害調査及び応急復旧に関すること
災害対策商工観光部	産業戦略課	1 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 2 災商工業者の経営相談等に関すること 3 関係機関との連絡調整に関すること 4 部内の総括及び連絡調整に関すること
	田園観光課 ジオパーク推進室	1 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 2 所管施設を利用している外国人旅行者の対応に関すること
災害対策建設部	建設課 都市計画課	1 公共土木関係の被害調査及び応急復旧に関すること 2 危険箇所の調査及び応急復旧に関すること 3 障害物の除去に関すること 4 災害時の各種輸送に関すること 5 関係機関との連絡調整に関すること 6 水量及び雨量の観測に関すること 7 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の受け入れに関すること 8 部内の総括、連絡調整に関すること
	建築住宅課	1 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 2 被災建築物・宅地の応急危険度判定に関すること 3 応急仮設住宅の供給及び用地の確保に関すること
災害対策上下水道部	経営課 施設課	1 水道及び下水道の被害調査及び応急復旧に関すること 2 災害時の飲料水確保及び給水に関すること 3 災害時の汚水処理等に関すること 4 部内の総括、連絡調整に関すること
災害対策医療部	医療管理課	1 災害時の医療救護対策に関すること 2 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 3 患者等の避難対策に関すること 4 災害救助その他による医療、救護の実施に関すること 5 医療機関相互の連絡調整に関すること 6 その他医療に関すること 7 DMAT(災害派遣医療チーム)等への情報提供に関すること 8 部内の総括、連絡調整に関すること

災害対策教育部	教育総務課 学校教育課 社会教育課 文化財保護課	1 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 関係機関との連絡等に関すること 3 災児童、生徒の応急教育に関すること 4 学用品の調達及び給与に関すること 5 学校給食用物資の調達に関すること 6 カウンセラーの派遣に関すること 7 部内の総括、連絡調整に関すること
災害対策消防部	消防本部	1 火災、水害又は地震等の災害防除に関すること 2 人命の救助、救護に関すること 3 避難誘導に関すること 4 危険箇所の警戒巡視に関すること 5 地域住民への避難指示等の伝達に関すること 6 消防相互応援協定に基づく、応援の要請に関する こと 7 緊急消防援助隊の応援要請に関すること 8 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること 9 部内の総括、連絡調整に関すること
	消防団	1 上記1～5の他、行方不明者等の捜索に関する こと

別表2 現地災害対策本部各部の事務分担

部 名	担 当 課	業 務 内 容
現地災害対策総務部	市民サービス課	1 災害警戒及び災害関係の広報に関すること 2 本部の運営に関する総合調整に関すること 3 気象情報、被害情報の調査収集及び伝達に関する こと 4 本部の開設及び閉鎖並びに本部員会議に関する こと 5 被害状況のとりまとめ及び報告に関すること 6 災害対策及び災害時の応急復旧に関すること 7 職員の配備に関すること 8 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 9 住家等の被害状況の調査に関すること 10 住民の避難に関すること 11 埋・火葬に関すること 12 環境衛生対策に関すること 13 し尿処理に関すること 14 災害廃棄物の処理に関すること 15 外国人旅行者等の対応に関すること 16 部内の総括、連絡調整に関すること

		<p>17公共土木施設及び農業用施設の被害調査及び応急復旧に関すること</p> <p>18農林水作物の被害調査に関すること</p> <p>19農作物の病虫害防除に関すること</p> <p>20林道の被害調査及び応急復旧に関すること</p> <p>21家畜の被害調査及び応急措置に関すること</p> <p>22家畜伝染病の予防、防疫及び応急措置に関すること</p> <p>23へい獣の処理に関すること</p> <p>24商工業施設の被害調査に関すること</p> <p>25危険箇所の調査及び応急復旧に関すること</p> <p>26障害物の除去に関すること</p> <p>27水量及び雨量の観測に関すること</p> <p>28被災者の生活相談に関すること</p> <p>29炊き出しに関すること</p> <p>30災害時における要配慮者世帯に関すること</p> <p>31避難所の運営指導に関すること</p> <p>32その他、他部に属さないこと</p>
現地災害対策保健部	保健推進室	<p>1 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること</p> <p>2 災害時における妊産婦及び乳幼児、児童、母子父子世帯に関すること</p> <p>3 医療救護及び薬品資材の確保に関すること</p> <p>4 医療機関の被害調査に関すること</p> <p>5 被災者の感染症予防等健康保持に関すること</p> <p>6 部内の総括、連絡調整に関すること</p> <p>7 災害時における要配慮者世帯に関すること</p>
現地災害対策教育部	教育センター	<p>1 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること</p> <p>2 部内の総括、連絡調整に関すること</p>
現地災害対策消防部	消防署・分署・出張所	<p>1 火災、水害又は地震等の災害防除に関すること</p> <p>2 人命の救助、救護に関すること</p> <p>3 避難誘導に関すること</p> <p>4 危険箇所の警戒巡視に関すること</p> <p>5 地域住民への避難指示等の伝達に関すること</p> <p>6 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること</p> <p>7 部内の総括、連絡調整に関すること</p>
	地区団	<p>1 上記1～6の他、行方不明者等の捜索に関すること</p>

第3節 警戒活動

全 部

風水害時は、河川の増水、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。このため、市は、消防団等を出動させ、危険箇所のパトロール等必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

1 警戒体制

市は、雨量、河川等の水位等の気象情報を収集・把握し、状況に応じた警戒体制をとることとする。

2 水防活動

(1) 市は、洪水警報が発表され、かつ、降雨の継続が予想されている場合など、洪水等による災害が発生するおそれがある場合は、水防団（消防団）を招集し、設定したタイムラインに沿って、水防体制を確立する。また、関係機関と連携し、速やかに、水位や堤防決壊等の通報、応急対策、被害情報の収集などの水防活動を実施するものとする。

(2) 水防警報を受報した消防団及び消防本部は、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等の危険度分布等の警報段階に応じ、速やかに準備又は出動し、水防区域の監視、警戒等の活動を行うものとする。

(3) 消防団及び消防本部は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、県及び市と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよう、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）でうす紫が出現するなど必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等を命ずる。

(4) 河川管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、堰・水門等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市及び警察署に通知するとともに、住民や関係機関に周知する。

(5) 市は、水位観測所が設置されていない中小河川では、水位に代わる情報として、カメラ画像、消防団からの報告等の現地情報とあわせ、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）や流域雨量指数の予測値も活用し、水位上昇のおそれを把握する。

(6) 市は、必要に応じて、委託した民間事業者により水防活動を実施する。

なお、市は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定の締結に努める。

3 土砂災害警戒活動

(1) 市は、宮城県及び仙台管区气象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、栗原市地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒区域・危険箇所等の警戒活動を行うとともに、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危

険度分布)等の補足情報や溪流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、避難指示等の必要な措置を講ずる。

また、災害の発生するおそれがある場合においては、県及び気象台と密接な連携をとりながら雨量を把握し、おおむね次の基準雨量に基づき、危険区域内の状況に異常が生じた場合において、市長が必要と認めたときには、警戒体制につく。

- (2) 避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに避難指示を発令する事を基本とし、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)において、「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達した(非常に危険:うす紫)」または、「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達した(極めて危険:濃い紫)」メッシュがあらかじめ避難指示の発令範囲として設定した地域に存在する土砂災害警戒区域・危険箇所等と重なった場合は、当該地域に存在する土砂災害警戒区域・危険箇所等全てに避難指示を発令する。

また、大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)において、「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達した(極めて危険:濃い紫色)」メッシュがあらかじめ避難勧告の発令範囲として設定した地域に存在する土砂災害警戒区域・危険箇所等と重なった場合は、当該地域に存在する土砂災害警戒区域・危険箇所等全てに避難指示を発令する。

- (3) 市は、土砂災害に係る避難指示等については、それらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

警戒体制をとる場合の基準雨量例

	前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合
第0号 配備体制	当日の日雨量が50mmを超えたとき	当日の日雨量が80mmを超えたとき	当日の日雨量が100mmを超えたとき
第1号 配備体制	当日の日雨量が50mmを超え時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを超え時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを超え時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき

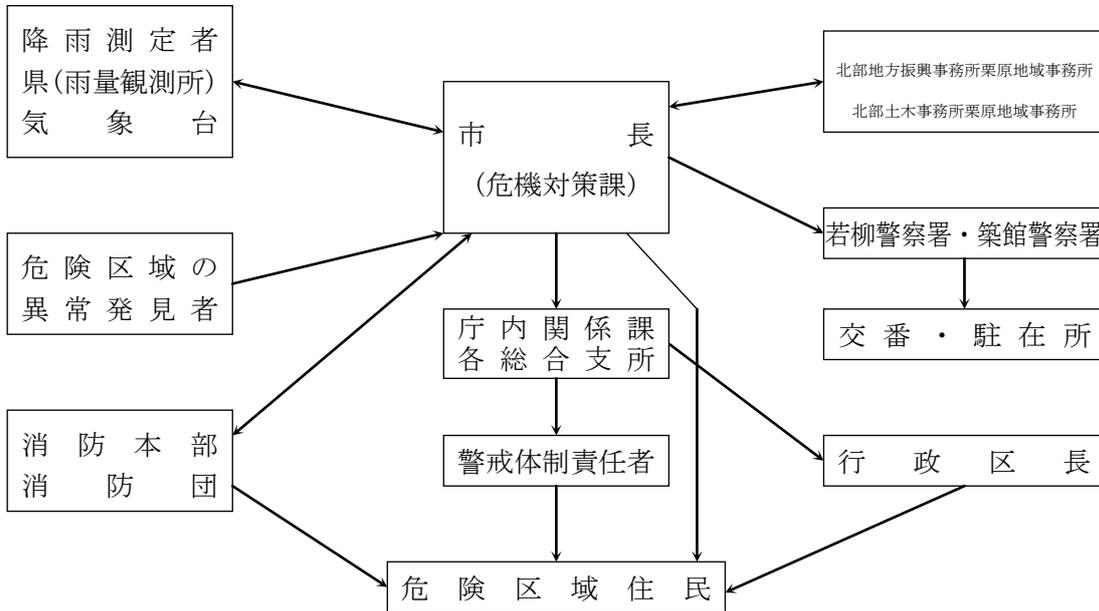
※ただし、降雪、融雪時は別途考慮する。

ア 第0号配備体制においては、危険区域の警戒巡視、周辺住民に対する広報等を実施する。

イ 第1号配備体制においては、危険区域周辺住民に対し避難準備の広報を行うとともに、必要に応じ予想される災害及びとるべき措置についての周知及び避難の指示等の処置を実施する。

(4) 気象予警報及び情報の収集・伝達

ア 仙台管区気象台の発表する気象予警報等の収集・伝達は、本章第1節「防災気象情報の伝達」により行うもののほか、危険区域の雨量等は、次により収集、伝達する。



イ 伝達方法

伝達方法は防災行政無線、広報車等によるほか、緊急を要する場合はサイレン等も活用する。

(5) 降雨量の測定

市長は、必要に応じ雨量及び気象台の雨量情報並びに河川情報センターの情報を把握する。

ア 気象台から大雨注意報が発表された時期又は市長が特に必要と認め、指示した時、観測を開始する。

イ 測定及び情報の収集間隔は、警戒体制に入ってから10～30分ごととする。

(6) 非常警戒巡視

市長は、気象予警報が発表され、警戒体制がとられ災害発生のおそれがあると認めた場合は、消防団員等による危険区域の非常警戒巡視を実施し、危険区域に亀裂、竹木等の傾倒、人家の損壊等の異常を発見した場合は、地表水の排除、土留め等の応急工事を速やかに実施する。

なお、住民は危険区域に異常を発見した場合は、直ちに市、若柳警察署・築館警察署、消防本部のいずれかに通報する。

(7) 応急工事

ア 市は、危険区域の状況に異常が発見され、がけ崩れ等災害発生のおそれがある場合は、防止対策として応急工事を実施する。

応急工事の方法	施工材料等	施工担当者
土のう積	麻袋、土砂、杭	災害対策建設部 (現地災害対策総務部)
柵工	板、杭	
シート張	シート	

イ アのほか、災害の状況に応じ、災害対策建設部（現地災害対策総務部）において、市内の関係業者に依頼し実施する。

4 ライフライン、交通等警戒活動

市及び関係機関は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生するライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

第4節 避難・誘導対策

災害発生時又は、災害発生のおそれがある場合においては、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者について十分考慮する。

1 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

2 高齢者等避難

- (1) 市は、避難指示及び緊急安全確保のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。

高齢者等避難については、それを発令したからといって必ずしも避難指示及び緊急安全確保を出さなければならないわけではなく、危険が去った場合には高齢者等避難のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに高齢者等避難を発令する。

(2) 土砂災害

突発性が高く予測が困難な土砂災害については、高齢者等避難を積極的に活用することとし、高齢者等避難が発令された段階から自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・危険箇所等の住民に推奨することが望ましい。

(3) 夜間に備えた対応

立ち退き避難が困難となる夜間において避難指示等を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）が夜間にかけて継続する場合、または大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合等が該当する。

3 避難指示等の対象とする避難行動

避難指示等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみでなく、次の全ての行動を避難行動とする。

- (1) 指定緊急避難場所への立ち退き避難
- (2) 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立ち退き避難
- (3) 「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

4 避難の指示

(1) 実施責任者

避難の指示は、原則として市長が行う。市長は、市の区域内において災害が発生した場

合、又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立ち退きを指示し、必要に応じて若柳警察署長、築館警察署長及び消防長に住民の避難誘導への協力を要請する。

なお、避難時の周囲の状況等により、避難のために立ち退きを行うことが、かえって危険を伴う場合等やむ得ないときは、住民に対し、「屋内安全確保」等の安全確保をとるよう指示する。

また、避難の指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなどして必要な準備を整えておく。

なお、市長は大雨時の避難そのものにも危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、空振りを恐れず早期に避難指示等を発令する。

特に土砂災害や水位周知河川・下水道による水害については、突発性が高く精確な事前予測が困難であることが多いため、市長は指定緊急避難所の開設を終えていない状況であっても躊躇なく避難指示等を発令することとし、住民はそのような場合があり得ることに留意する。

住民に危険が切迫するなど、急を要する場合で、市長が避難の指示を行うことができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、次表のとおり警察官等は、避難のため立ち退きを指示することができる。この場合、直ちに市長に通知しなければならない。

実施者	指示等を行う要件	根拠法令
市長	①市民に生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認めるとき、避難のための立ち退きの指示を行う。 ②災害による市民の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずる。	①災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条 ②災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条
警察官	①市長から要求があったとき。 ②市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ③人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある場合においては、危害防止のため必要な限度で必要措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。	①・②災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第61条 ③警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条

県知事、県知事の命を受けた職員、水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると求められるとき、必要と認められる区域の住民に対して避難の指示を行う。	水防法（昭和24年法律第193号）第29条
県知事、その他命を受けた職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を行う。	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条
消防長又は消防署長	火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命危険が著しく切迫していると認めるとき。	消防法（昭和23年法律第186号）第23条の2
自衛官	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ、警察官がその場にはいないとき。	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条

災害対策基本法その他の根拠法令により、勧告・指示を行うべき権限のある者は以上のとおりであるが、「勧告」は災害応急対策の第一次的な責任者である市長（本部長）のみが行うことができる。その他の者は、いずれも市長の指示による場合、若しくは緊急避難的な措置として「指示」を行う。

そのため、市長以外の者が緊急避難的な措置として「指示」を行った場合は、実施後ただちにその旨を市長（本部長）に通知しなければならない。

(2) 指示等の基準

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、災害全般にわたる基準はおおむね次のとおりとする。

なお、詳細は、資料2-5「避難指示等の基準」による。

区分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 (避難行動要 支援者等に対 する避難情 報)	○災害のおそれあり	<p>●危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 <p>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示	○災害のおそれ高い	<p>●危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
緊急安全確保	○災害が発生又は切迫	<p>●命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(3) 関係機関相互の通知及び連絡

ア 避難の指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。

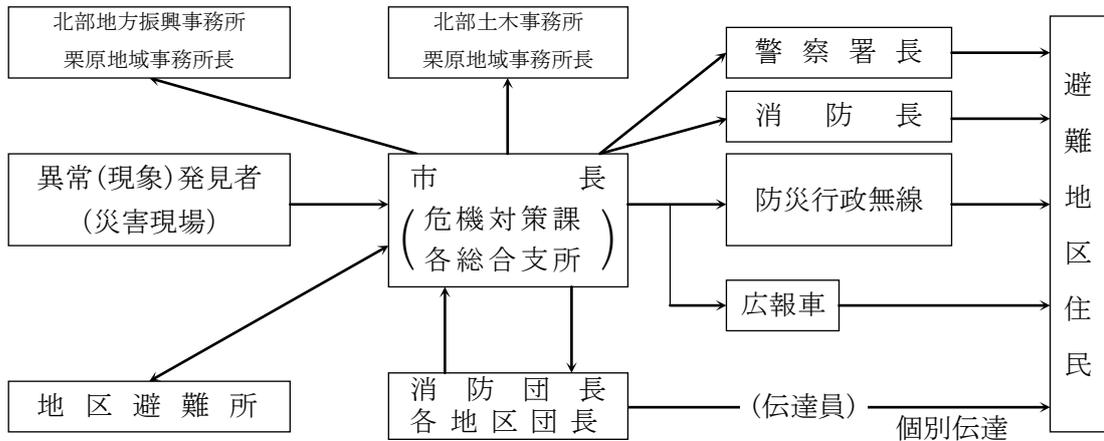


- (ア) 市長が避難を指示したとき、又は他の実施責任者が避難の指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。
 - (イ) 警察官等が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。
 - (ウ) 市長が避難の指示をしたときは、その旨を若柳警察署長及び築館警察署長に通知しなければならない。
 - (エ) 知事又はその命を受けた県の職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を若柳警察署長及び築館警察署長に通知しなければならない。
- イ 避難の指示を行ったときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし協力する。
- ウ 警戒区域の設定等を実施した警察官等は、その旨を市長に報告するものとする。

(4) 伝達系統

避難指示及び緊急安全確保は、次の要領により伝達する。

ア 伝達系統



イ 伝達方法

(ア) 危険区域内の住民に対する避難指示等の伝達は、おおむね次の方法により周知徹底を図る。

- a 関係地域内住民等への伝達
- b 広報車の呼び掛けによる伝達
- c 防災行政無線による伝達
- d サイレンによる伝達
- e 職員・消防団員による巡回等による伝達
- f 安全安心メールによる伝達
- g 緊急速報メールによる伝達

(イ) 市長等避難の指示等をする者は、次の内容を明示して実施する。

- a 避難対象地域 (地区、施設名等)
- b 避難先 (避難所の名称)
- c 避難経路 (避難経路の名称)
- d 避難指示の理由 (避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等)
- e その他必要な事項 (避難行動時の最小限の携帯品、災害時要配慮者の優先避難・介助の呼び掛け等)

5 警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により市長等が行う。

区 分		実 施 者	備	考
災害 対策 基本 法	第63条第1項	市 長	災害時の一般的な警戒区域 設定権	住民等の生命・身体 の保護を目的とする。
	第63条第2項	警察官（市長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき）		
	第63条第3項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官（市長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいない場合に限る）		
水 防 法	第21条第1項	水防団長、水防 団員、消防機関 に属する者	水防上緊急の必要がある場 所での警戒区域の設定権	水防・消防活 動関係者以外 の者を現場か ら排除して、 その危険を防 止するととも に、水防・消 防活動の便宜 を図ることを 目的とする。
	第21条第2項	警察官（水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき）		
消 防 法	第28条第1項、第36条	消防吏員又は消 防団員	火災の現場及び水災を除く 他の災害の現場における警 戒区域の設定権	
	第28条第2項、第36条	警察官（消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき）		

(2) 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼び掛けや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。

警察官又は自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合は、市長は必要に応じて避難所を開設してこれらを受入れ、必要なサービスを提供する。

6 避難の誘導・移送

(1) 避難の方法

災害時における避難に当たっては、避難行動要支援者への情報の伝達、避難誘導等近隣住民の果たす役割が大きいことから、市は民生委員、地域の自主防災組織及び自治会等と連携

し、避難行動要支援者と住民の共助意識の向上を図ることはもとより、避難の際は消防団員の誘導のもと、これらの単位集団で行動できるよう平時から努める。

(2) 避難の誘導

市職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先(指定緊急避難場所、指定避難所)への円滑な誘導に努める。

誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在、雪崩危険箇所等)の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や屋内に留まっていた方が安全な場合などやむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」の措置を講ずべきことにも留意する。

(3) 避難経路

ア 避難経路は、市長又は関係部長から特に指示がないときは、避難の誘導に当たる者が指定する。原則的には、学校等の通学路を指定する。なお、避難経路の選定に当たっては、火災、落下物、危険物、パニック等が起こるおそれのない経路を選定し、また状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実態を確認して行うように努める。

イ 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができない時は、災害対策総務部長を経由し、災害対策建設部長に対して避難道路の啓開(切り開き等)を要請する(現地災害対策本部においても準用する。)

(4) 避難の順位等

ア 住民間の避難の順位は、要配慮者の避難を優先する。

イ 地区ごとの避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地区内居住者の避難を優先する。

ウ 自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、あるいは病院等の入院患者、福祉施設の高齢者、子供の避難については、車両等により移送する。

(5) 誘導時の留意事項

ア 誘導経路はできる限り、危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

イ 危険地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

ウ 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を利用し、安全を期する。

エ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

オ 夜間の場合は、照明機材を活用し、適正な誘導に努める。

(6) 移送の方法

ア 小規模の移送

避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合は、市が車両等により移送する。

イ 大規模の移送

災害地が広範囲で、大規模な移送を必要とし、市において対応できないときは、近隣市町村の応援を求めて実施する。また、近隣の応援だけでは対応できない場合は、地方振興事務所を経由して県に要請する。

ウ 運送の要請

市は、被災者の保護の実施のため、緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

(7) 避難時の留意事項

当該地区の消防団員を中心とした避難誘導員は、避難に当たり次の事項を住民に周知徹底する。

ア 戸締まり、火気の始末を完全にする。

イ 携帯品は、必要最小限のものにする。

(食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、常備薬、マスク、消毒液、毛布等)

ウ 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。

(8) 安否確認方法の周知

市は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル(171)等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

7 指定緊急避難場所の開放及び周知

市は、発災時又は災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

8 避難所の開設及び運営

(1) 指定避難所の開設

ア 市は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために指定避難所を開設する必要があるときは、公共建物等を指定避難所として開設し、住民等に対し周知徹底を図る。その際、あらかじめ施設の安全性を確認する。

イ 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

ウ 市は、指定避難所の開設が予定される施設について、対象地域の被災住民を収容できる規模を確認し、適切に配置するよう努めるとともに、指定避難所のライフラインの回復に

時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

エ 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

(2) 避難所の運営

ア 避難所の管理

(ア) 適切な運営管理の実施

市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。

この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。

(イ) 管理者の設置

市は、避難所を設置した場合には、担当者を置き、避難者数の確認、避難者名簿の作成等によりその実態を把握し必要な設備、備品を確保するとともに、避難の長期化に関しては、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

(ウ) 相談窓口の設置

市は、避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

なお、女性や子供への暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

(エ) 自主防災組織やボランティアとの協力

市は、避難所内における住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう努め、避難者はそれに協力する。

(オ) 自治的な組織運営への移行

市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(カ) 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

市は、それぞれの避難所で受入れている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず、食料や水等を受け取りに来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

イ 避難所の環境維持

(ア) 良好な生活環境の維持

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。

(イ) 健康状態・衛生状態の把握

市は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

(ウ) 家庭動物への対応

市は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(エ) 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。

ウ 男女共同参画

(ア) 避難所運営への女性の参画促進

市は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

(イ) 男女のニーズの違いへの配慮

市は、避難所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶、離乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

(ウ) 運営参加者への配慮

市は、避難者が運営する際、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

エ 県による支援

(ア) 指定避難所開設状況の把握

県は、市町村からの報告により指定避難所開設の状況を把握する。

(イ) 県が管理する施設での対応

県は、県が管理する施設を避難所として開設する際の協力、第三者の介護を必要とする避難者を受入れる施設のうち県が管理するものについて、避難者の救護のための必要な措置及び避難所の管理運営についての指導助言を行う。

オ 学校等教育施設の管理者及び教職員による支援

学校等教育施設が避難所となった場合、当該施設の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう市に協力する。この場合、管理者は学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を行うよう、教職員に指示する。

教職員は、本来果たすべき児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、避難所運営への支援に取り組む。

カ 外国人への配慮

市は、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

キ 避難行動要支援者の情報提供

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

ク ホームレスの受入

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れる。

9 避難状況の報告

市は、指定避難所を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、次の事項について県をはじめ警察等関係機関に連絡を行う。

- (1) 指定避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員（避難所ごと）
- (3) 開設期間の見込み

また、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護備蓄物資の供給等を県（災害対策本部）に依頼する。

10 避難地区の警戒警備

避難指示指令者は、若柳警察署及び築館警察署と連携して、避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

11 火山災害の警戒避難対策

市は、平常時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して入山規制、避難指示等、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施するなど、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとる。

また、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民、登山者等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難指示等を行うよう努める。

県及び市は、多数の住民、登山者等の避難誘導その他の大規模かつ急を要する措置を迅速か

つ的確に行わなければならない場合があり得ること、噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示等を行わなければならない場合がありうることに十分留意して災害応急対策を講ずる。

加えて、噴火口の位置は、その後の火山現象の影響範囲の予測や避難対象地域の判断等に重要であることから、仙台管区气象台、県、市及び火山監視観測・調査研究機関等は、噴火後速やかに噴火口の特定、噴火に伴い発生した火山現象の種類及び規模の把握に努める。

(1) 避難の基本的な方針

ア 避難及び立入規制の対象範囲

噴火時等の避難は、住民及び登山者等が火山現象の影響範囲外に、若しくは安全な地域に避難することが基本である。

栗駒山においては、火山地域の特性、想定される火山現象とその影響範囲、噴火シナリオ等を踏まえ、噴火警戒レベルにおける避難及び立入規制の対象範囲を次のとおりとする。

噴火警戒レベルにおける避難・規制対象範囲

レベル (キーワード)	火山活動の状況	立入規制対象範囲	避難対象市町村	留意事項
レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	【栗駒山登山道及び周辺道路への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 想定火口から概ね4km以内 ○火砕流・火砕サージ 想定火口から居住地域近くまでの河川流域（磐井川・成瀬川） ○融雪型火山泥流 想定火口から影響が及ぶと予想される河川流域と周辺の居住地域（磐井川・成瀬川）	一関市 栗原市 横手市 湯沢市 羽後町 東成瀬村	①想定される影響範囲内に居住地域が存在。 ②融雪型火山泥流が想定される範囲に避難勧告等を発令。 ③羽後町内における融雪型火山泥流の影響範囲は河道域内のみ。
レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	【栗駒山登山道及び周辺道路への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 想定火口から概ね4km以内 ○火砕流・火砕サージ 想定火口から居住地域近くまでの河川流域（磐井川・成瀬川） ○融雪型火山泥流 想定火口から居住地域近くまでの河川流域（磐井川・成瀬川）	一関市 栗原市 湯沢市 東成瀬村	特定地域（須川温泉周辺地域、イワカガミ平）に避難勧告等を発令。
レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	【栗駒山登山道及び周辺道路への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 想定火口から概ね4km以内 ○火砕流・火砕サージ 想定火口から居住地域近くまでの河川流域（磐井川・成瀬川） ○融雪型火山泥流 想定火口から居住地域近くまでの河川流域（磐井川・成瀬川）	一関市 栗原市 湯沢市 東成瀬村	特定地域（須川温泉周辺地域、イワカガミ平）に避難勧告等を発令。
レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及	【火口周辺の登山道への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○大きな噴石	一関市 栗原市 湯沢市 東成瀬村	岩手県及び秋田県側の登山道は、登山口で立入規制。宮城県側の影響範

	ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	想定火口から概ね 800m 以内 ○火砕流・火砕サージ 火口周辺		圏外の登山道は、分岐地点で立入規制。 特定地域（須川温泉周辺地域、イワカガミ平）に避難準備・高齢者等避難開始を発令。
レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	(噴気や火山ガス等の状況により、必要な注意喚起や立入規制等を行う。)		

(2) 避難対象者と避難対象地域

火山噴火時には、噴石の落下、火砕流・火砕サージの流下等により、住民及び登山者等の生命に危険を及ぼす事態が発生することが予想される。また、噴火警戒レベルが上がった際に、火口周辺に多数の登山者等がいる可能性もある。

したがって、迅速かつ的確な火山情報の伝達と避難対策を講じ、住民及び登山者等の生命及び身体の安全を確保する必要がある。

ア 避難対象地域の概要

市内における避難対象地域は下記のとおりである。

ただし、地区全体が規制区域に含まれ避難対象地域となるわけではない。

降灰後の降雨による土石流に対する避難対象地域

市町村	地区名	備考
栗原市	栗駒耕英地区	
	花山浅布地区	温湯温泉地区、湯浜温泉（宿泊施設）を含む

※噴火した際の降灰範囲により、土石流の影響を受ける地域は異なることに留意する。

(3) 指定緊急避難場所の指定

市は、火山現象の影響を受けない所で、かつ、住民及び登山者等が短時間で避難が可能な場所を指定緊急避難場所に指定する。

なお、登山口から火口周辺までの間には指定緊急避難場所がないことから、火山防災協議会の場を活用して退避壕及び退避舎等の必要性等、避難施設の整備等について、県及び関係機関と検討する。

(4) 指定避難所の指定

市は、火山ハザードマップを踏まえ、安全な地域に指定避難所を指定する。

(5) 避難経路の設定

市は、火山災害時に避難が必要になる地区ごとに避難経路を設定することとし、避難経路

は、融雪型火山泥流や土石流の影響範囲を可能な限り避けるように設定する。

(6) 避難手段の確保

市及び県は、広域一時滞在による集団避難を行う場合は、バス等の避難手段を確保する。

市は、噴火が切迫している場合など必要に応じて、県を通じて自衛隊のヘリコプターや車両による輸送を依頼する。

1 2 避難長期化への対処

(1) 市は住民の避難が長期化した場合には高齢者、障害者、傷病人等の処遇について十分配慮する。また避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。

(2) 市は、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

また、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

(3) 市は、災害の規模、被災者の避難、及び受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等での受入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

(4) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を当該市に代わって行う。

(5) 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

1 3 孤立集落の安否確認対策

(1) 通信手段の確保

市は、居住地又は避難場所が、道路の寸断などにより、孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災行政無線、衛星通信などの通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。

(2) 通信手段途絶時の対応

孤立した集落の住民は、断線、バッテリー切れ、機械の故障などにより通信手段が使用不可能な場合であっても、旗を立てる、シートを広げる、たき火により煙を立てる等の手段により、生存のあかしを伝えるよう努める。

1 4 広域避難者への支援

(1) 円滑な手続きの実施

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災住民の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続きを円滑に行うように努める。

(2) 市町村との調整

県は、被災市町村から広域避難に関する支援要請があった場合には、県内の受入れ先市町村の選定や紹介などの調整を行う。

(3) 他都道府県との協議

県は、被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、被災市町村を支援する。

(4) 避難者情報の提供

県は、「全国避難者情報システム」に基づき、避難者から登録された避難先等に関する情報を、避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行うよう努める。

(5) 滞在施設の提供

県及び市町村は、被災市町村からの広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

(6) 広域避難者への支援体制の整備

自市町村からの広域避難者が発生した市町村は、広域避難者に対しても物資等の供給のほか必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制の整備に努める。

15 在宅避難者への支援

(1) 生活支援の実施

県及び市は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給など生活支援を行う。

それらの支援は自主防災組織や自治会、市社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体として進める。

また、県及び市は、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(2) 避難所等での物資の供給

市は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、総合支所での物資の配布の他に避難所、集落等で物資の供給を行う。

(3) 支援体制の整備

市は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

第5節 災害情報の収集・伝達体制

全 部

市は、災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、県及び関係機関に通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期する。

収集に当たっては、特に住民の生命に関わる情報の収集に重点を置く。

1 災害情報の収集

(1) 災害情報等収集体制

ア 市長は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、市職員をもって状況把握に当たらせるとともに、行政区長、消防団等の協力を得て、情報の収集に努める。

イ 市は、勤務時間外に災害が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災状況も併せて収集する。(この場合、職員は迅速に登庁することが優先であり、被害状況調査に時間をかけるべきものではないことに留意しなければならない。)

ウ 防災関係機関は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、相互に情報を交換するとともに、被害状況等の把握に努める。

(2) 収集すべき災害情報等の内容

ア 人的被害（死傷者数、何らかの被害の可能性があると思われる要救出現場の箇所数）

イ 住家被害（全壊、半壊、床上浸水等）

ウ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）

エ 出火件数又は出火状況

オ 二次災害危険箇所（土砂災害の危険判断、高圧ガス漏洩事故など）

カ 輸送関連施設被害（道路）

キ ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、下水道施設被害）

ク 避難状況、避難所開設状況

ケ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

2 被害状況の調査

市における被害状況の調査は、次のとおり災害対策各部において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。なお、被害写真等の撮影については、各調査担当部ごとに速やかに撮影し、被害写真は災害対策企画部に提出する（現地災害対策本部においても準用する。）。

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名等
被害状況総括	災害対策総務部長	行政区長、自主防災組織
民生関係被害	災害対策市民生活部長	民生委員、保健推進員、市社会福祉協議会
建設関係被害	災害対策建設部長	建設業協会等

農林水産関係被害	災害対策農林振興部長	農業委員会委員、農協、土地改良区、農業共済組合、森林組合
教育関係被害	災害対策教育部長	各学校長
商工観光関係被害	災害対策商工観光部長	商工会、観光物産協会
下水道関係被害	災害対策上下水道部長	建設業協会等
水道関係被害	災害対策上下水道部長	管工事協会等
消防関係被害	災害対策消防部長	消防団

3 災害情報等の報告

市及び消防本部は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

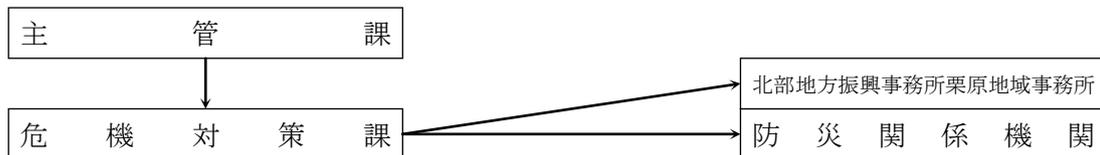
県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。

市と県の間においての情報伝達は、県防災行政無線を活用する。県防災行政無線が使用できない場合は非常通信ルート等を用いて対応する。

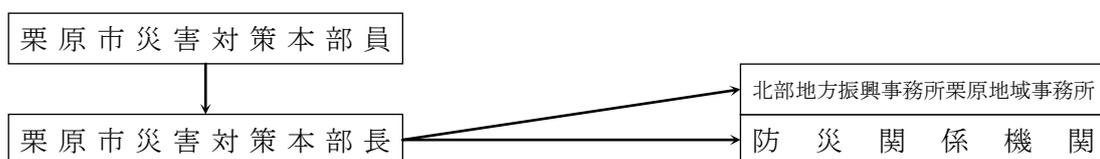
(1) 報告担当及び連絡先

災害発生後、直ちに被害調査を行うとともに、その結果を「被害状況報告書」を用い、次の系統により報告する。

ア 災害対策本部を設置しないとき



イ 災害対策本部を設置したとき



(2) 報告の種類及び報告要領

ア 災害情報

収集した災害情報は、逐次関係機関に通報し、相互に情報を交換する。

なお、相互に交換する災害情報等の種類は次のとおりとする。

- (ア) 災害に関連する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関する事
- (イ) 災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関する事
- (ウ) 法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関する事

ること

(エ) その他災害応急対策の総合的な推進のための必要と認められる事項

イ 被害報告

被害状況が判明した場合は、「市町村被害状況報告要領」に基づき、北部地方振興事務所栗原地域事務所を経由して県危機対策課に報告する。

(ア) 被害速報

速報は、被害発生後、被害が判明した都度行う。

(イ) 被害確定報告

確定報告は、被害額の確定あるいは応急措置の完了後10日以内に北部地方振興事務所栗原地域事務所長を経由して知事宛てに行う。

4 火山災害情報の収集・伝達体制

火山災害の現場は、地域的に山岳地が予想されるため、県、市、消防本部その他の防災関係機関は無線装置を有効に配備するほか、防災ヘリコプター等による偵察によって災害情報の収集及び伝達に努める。

災害情報の内容は次のとおりとする。

- (1) 人的被害及び住居被害の状況
- (2) 要救助者の確認
- (3) 住民等の避難状況
- (4) 噴火規模及び火山活動の状況
- (5) 被害の範囲等
- (6) 避難道路及び交通の確保の状況
- (7) その他必要と認める事項

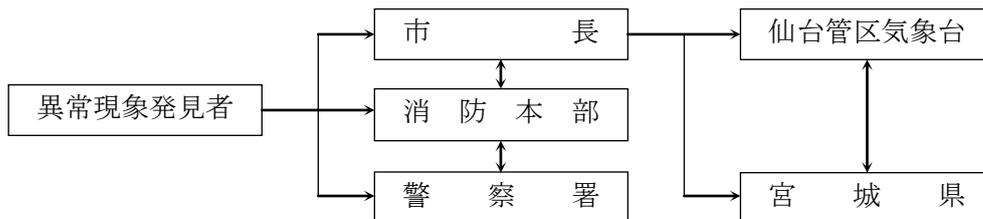
5 異常現象を発見した場合の通報

防災関係機関及び防災関係機関以外の者が異常現象を発見した場合等の通報、伝達に関しては次のとおりとする。

(1) 異常現象

- ア 地象に関する事項（異常音響及び地変）
- イ 水象に関する事項
- ウ その他、災害が発生するおそれがある現象

(2) 通報要領



第6節 通信施設の確保

災害対策総務部 災害対策消防部
災害対策企画部

災害等により、通信施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や住民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

このため、市及び防災関係機関は、施設の応急復旧又は代替機能の立ち上げについて、所要の措置を講ずるものとする。

1 市防災行政無線施設

- (1) 市は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。
- (2) 市は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、市防災行政無線の効果的な運用に努める。また、移動系無線の適正配置に努める。

2 消防無線通信施設

消防本部では、災害が発生した場合には、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努める。

通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替施設を使用するなど必要な措置を講ずる。

3 県防災行政無線施設

県防災行政無線は、県をはじめ関係機関との重要な情報連絡手段であるため、市は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確認するとともに、支障が生じた場合には、県と連絡調整の上、代替通信経路を確保する。

4 通信連絡手段の確保

災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、市は、防災関係機関と連携し、それぞれの特性を考慮しながら通信手段の確保を図る。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

通 信 手 段	状 況 と 特 徴
一般加入回線	災害時に途絶やふくそうがある。
災害時優先電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。
携帯電話	固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうがある。

災害時優先携帯電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。
PHS	使用範囲は限定されるが、携帯電話と同様の特徴がある。
地域衛星通信ネットワーク	全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。
消防無線	各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。
防災相互波	本周波数を所有している異なる免許人の間で通信できる。
MCA無線	(一財)移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカーからの借用も考えられる。
非常通信	県、市及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、東北地方通信連絡協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
インターネット	データ通信としてインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。
災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)	災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル(171)は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板(web171)はインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。
携帯電話 「災害用伝言板」	大規模な災害発生時、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク(株)が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。
衛星通信	衛星を利用して通信するため災害時に通信の途絶がない。ただし、相手によってはふくそうもある。
安全安心メール	配信登録している携帯電話等へ、市から情報発信する。 災害時に途絶やふくそうがある。

緊急速報メール	国・地方公共団体が配信する災害・避難情報を、回線混雑の影響を受けずに受信することができる。
---------	---

第7節 災害広報活動

災害対策総務部 災害対策企画部
災害対策農林振興部

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、市は、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、災害情報、事前措置、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を図る。

1 実施責任者

- (1) 市長は、住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知させる。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、住民等に対し、災害情報等の周知に努めるものとする。

2 災害広報の要領

- (1) 市長は、防災関係機関及び報道機関と密接な連携を取り、正確な情報の把握に努める。
- (2) 市の実施する広報の総括者は、災害対策企画部長とし、担当は次のとおりとする。
- (3) 広報担当

区 分	責 任 者	連 絡 方 法
住 民	災害対策総務部長 災害対策企画部長	広報車、防災行政無線、 ホームページ等
報 道 機 関	災害対策企画部長	有線電話、口頭、文書
防 災 関 係 機 関	災害対策総務部長	有線電話、無線電話
庁 内 各 部	災害対策総務部長	庁内放送、庁内電話、 防災行政無線移動系

3 広報事項

市は、各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。

また、情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努めるものとする。

- (1) 災害発生直後
 - ア 市災害対策本部設置に関する事項
 - イ 気象予警報等に関する情報
 - ウ 安否情報
 - エ 被害区域及び被害状況に関する情報
 - オ 避難（指示・場所等）に関する情報
 - カ 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報

- キ 防疫に関する情報
- ク 豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- ケ ライフラインの被害状況に関する情報
- コ 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- サ 民心安定のための情報
- シ 緊急通行路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- ス 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- セ 道路の交通危険箇所、う回路等の道路情報
- ソ 被災地域及び指定避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報

(2) 生活再開時期

- ア 保健衛生、災害廃棄物に関する情報
- イ ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- ウ 相談窓口の設置に関する情報
- エ 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報
- オ 応急復旧支援に関する情報

(3) その他

- ア 企業へ対する支援に関する情報

4 広報資料の作成

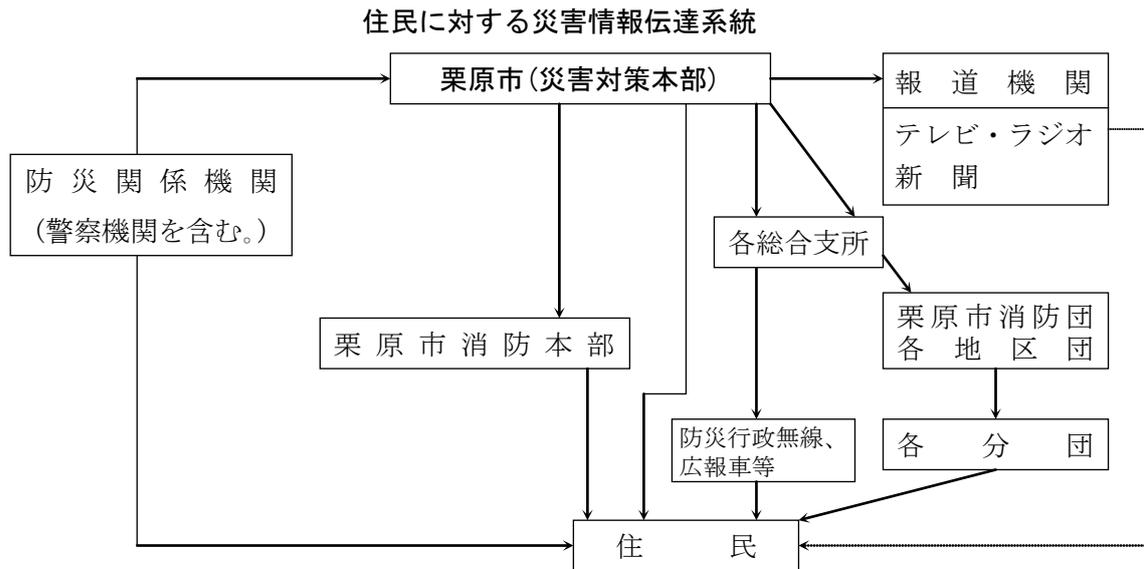
被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、極めて重要であるので、広報担当者は各部と緊密な連絡を図り資料作成を行う。

- (1) 職員が撮影した災害写真
- (2) 防災関係機関及び住民等が取材した災害写真
- (3) 報道機関等による災害現場の航空写真
- (4) 災害応急対策活動取材した写真その他

5 広報実施方法

市は、あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行う。

- (1) 防災行政無線による広報
- (2) 安全安心メールによる広報
- (3) 緊急速報メール
- (4) 広報車による広報
- (5) テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じての広報（後記7「緊急放送の利用」参照）
- (6) 市ホームページ等への掲載
- (7) 広報紙による広報
- (8) チラシ、パンフレットによる広報
- (9) 避難所への広報担当の派遣
- (10) 自主防災組織を通じての連絡
- (11) Lアラート（災害情報共有システム）



6 報道機関への発表

報道機関への発表資料は、災害対策企画部長が次に掲げる事項等の広報資料を取りまとめ、本部員会議に諮ったうえ、本部長（市長）が報道機関に発表する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び発生日時
- (3) 被害状況
- (4) 応急対策の状況
- (5) 住民に対する避難指示等の状況
- (6) 住民並びに被災者に対する協力及び注意事項

7 緊急放送の利用

市長は、災害に関する気象予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合において、市で利用できる通信機能が全てまひした場合は、放送局に対し緊急放送を求める。

- (1) 放送要請事項
 - ア 市の大半にわたる災害に関するもの
 - イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの
- (2) 放送要請内容
 - ア 放送を求める理由
 - イ 放送内容
 - ウ 放送範囲
 - エ 放送希望時間
 - オ その他必要な事項

8 安否情報の対応

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性

の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

第8節 災害救助法の適用

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図る。

災害救助法に基づく救助は、知事が行い、市はこれを補助する。ただし、知事から委任された救助事務については、市長が当該事務を実施する。

1 災害救助法適用の判定

知事は、次の基準に基づき、市の被害状況等を検討し、災害救助法の適用に該当又は該当する見込みがあると認めた場合は次項2の手続を行う。

- (1) 法適用は市を単位とする。
- (2) 原則として同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態であること。
- (3) 被害が次のいずれかに該当するものであること。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号該当（以下同項に規定する各号の頭番号により「○号該当」という。）

市における住家の被害が、次の表に掲げる市の人口に応じた滅失世帯数（全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ1滅失世帯とみなす。）に達したとき。

1号該当基準表

市の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30 世帯以上
5,000人以上 ～ 15,000 "	40 "
15,000 " ～ 30,000 "	50 "
30,000 " ～ 50,000 "	60 "
50,000 " ～ 100,000 "	80 "
100,000 " ～ 300,000 "	100 "
300,000 " ～	150 "

適用基準の人口は、地方自治法第254条に規定する人口で、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査結果数である。

参考：栗原市の人口 64,637人 世帯数 22,697世帯（R02国勢調査）

イ 2号該当

被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,000世帯以上あって、市の滅失世帯数が

前表の基準の1/2に達したとき。

ウ 3号該当

(ア) 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が9,000世帯以上であって、市区域内の滅失世帯が多数であるとき。

(イ) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

エ 4号該当

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

※おそれが生じたときとは、次のいずれかに該当する場合

①多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合。

②食品の給与等に特殊の補給方法、又は救出に特殊の技術を必要とする場合。

2 災害救助法の適用手続

(1) 法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第4条に規定する救助を実施するときに開始される。

原則	災害発生日＝救助の開始日＝公示日	
例外	①	長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合 災害発生日＝被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日
	②	被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合 公示日＝被害等が判明した日

(2) 市は、被害状況を迅速、かつ、的確に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨要請する。

(3) 県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに市に連絡する。また、速やかに法適用を公示する。

3 救助の種類

救助の種類は、避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療、助産、被災者の救出、被災した住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬、死体の搜索、死体の処理、障害物の除去、輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償（昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」（最終改正 平成28年5月27日））。

4 救助の実施の委任

知事は、災害救助法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を市長に委任することができる。

市長は、同法施行令第17条の規定に基づき、知事から委任の通知があったときは、当該事務を行わなければならない。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋 葬
- (9) 死体の搜索
- (10) 死体の処理
- (11) 障害物の除去
- (12) 応急救助のための輸送
- (13) 応急救助のための賃金職員雇上費

第9節 食料、飲料水及び生活必需品の 調達・供給活動

災害対策市民生活部 災害対策農
林振興部 災害対策上下水道部

市は、大規模災害等発生時における住民の基本的な生活を確保するため、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し備蓄状況の確認を行うとともに、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

1 食料の供給活動

(1) 食料の調達

ア 市による調達

(ア) 食料の調達担当は、災害対策農林振興部（現地災害対策総務部）とする。

(イ) 市は、食料の備蓄物資を放出し、県に対し要請を行うとともに、商工会等の協力を得て、市内小売業者等から食料を調達し、必要数量・品目を確保する。

イ 米穀の調達要請

(ア) 調達

市は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、自らの調達では食料が不足するときは、県に申請し、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）の支援を得て給食に必要な米穀（以下、「応急用米穀」という。）を調達する。

ただし、災害救助法が発動された場合においては、県又は市は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、政府所有の米穀（以下、「災害救助用米穀」という。）を調達する。

a 米穀

(a) 応急用米穀

市は、必要な応急用米穀の数量等について、県に申請し、県は市の申請に対し要請するとともに、政策統括官は、県からの要請を踏まえて、米穀の出荷又は販売の届出事業者（以下「届出業者等」という。）に対して手持ち精米を県又は県の指定する者（県又は市が取扱者として指定した届出事業者。以下「取扱者」という。）に売却するよう要請する。

また、政策統括官は、必要に応じ、政府所有米を供給するものとする。

(b) 災害救助用米穀

市から県に対して災害救助用米穀等の引渡要請があった場合には、県は市からの要請等を踏まえ、必要な災害救助用米穀等の情報（希望数量、引渡時期及び引渡場所等）について、政策統括官に要請する。

市は、交通・通信の途絶等のため県に対して災害救助用米穀等の引渡要請がで

きない場合は、直接政策統括官に要請（災害救助用米穀等の引渡要請書の情報提供及び送付）を行うとともに、必ず県にも連絡（要請書）する。

(イ) 供給

a 米穀

(a) 応急用米穀

県は、政策統括官から直接購入した応急用米穀を市に供給する。

市は、県から供給を受けた応急用米穀又は届出事業者から直接売却された応急用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

市は、供給を受けた応急用米穀の全体の数量等について、県に報告する。

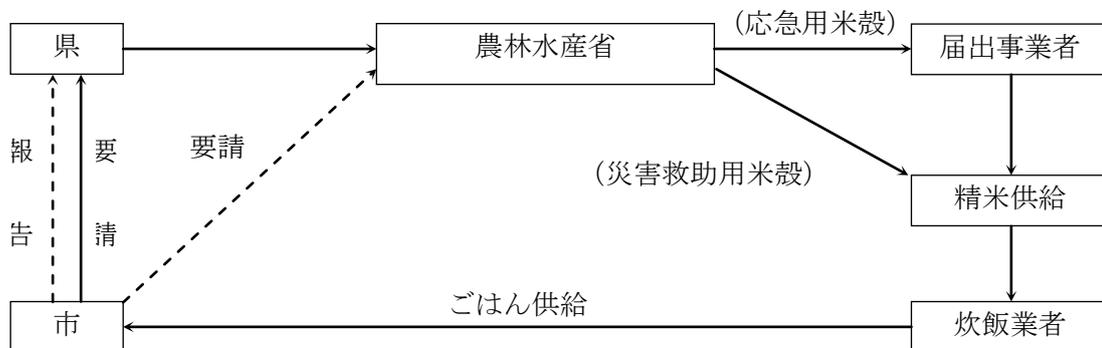
(b) 災害救助用米穀

県は、政策統括官と売買契約書により契約を締結後、政策統括官と契約を締結した受託事業者から、県又は取扱者に引き渡すよう指示された災害救助用米穀等を市に供給する。

市は、県から供給を受け又は政策統括官から直接供給を受けた災害救助用米穀等を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

市は、災害救助用米穀等の引渡しを受けたときは、速やかに県に対して当該引渡しを受けた災害救助用米穀等の日別、等級、数量等を報告する。

緊急時における食料（精米）の供給体制略図



※ ——— 県を経由する場合 - - - - - 県を経由することが困難な場合

b 供給数量

(a) 応急用の米穀及び災害救助用米穀等についての供給数量は、1人当たりの供給数量に、市の要請に基づき県が必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量とする。

(b) 1人当たりの供給数量は次のとおりとする。

状 況	供 給 数 量
り災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり200精米グラムの範囲内で知事が定める数量
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して、給食を行う必要がある場合	1食当たり300精米グラムの範囲内で知事が定める数量

ウ 副食、調味料等の調達

市は、備蓄食料を放出するとともに、農協、商工会等の協力を得て、市内小売業者等から食料を調達し、必要数量・品目を確保する。それでも不足する場合には、県及び近隣市町村に対し、調達を要請する。

(2) 炊き出しの実施

ア 炊き出し担当等

- (ア) 炊き出し担当は災害対策市民生活部とし、自主防災組織が実施する。必要に応じ、災害を受けない地域の婦人団体、日赤奉仕団、婦人防火クラブ、食生活改善推進員連絡協議会又は住民に対し炊き出しについての協力を要請し、避難施設内、若しくはあらかじめ指定した場所において炊き出しを実施する。
- (イ) 市は、炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。
- (ウ) 市において直接炊き出しすることが困難な場合、又は米飯業者等に注文することが実情に即すると認められる場合は、炊き出しの基準等を明示し、業者から購入し供給する。

イ 受給対象者

災害により、一時的に食生活を保護しなければならない場合の受給対象者は、次のとおりとする。

- (ア) 避難所に収容された者
- (イ) 住家の被害が全半壊（焼）、流失又は床上浸水等のため炊事のできない者
- (ウ) 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者
- (エ) 床下浸水ではあるが自宅において自炊不可能な者

ウ 供給品目及び数量

- (ア) 主食
応急的な炊き出しによるが、実情により乾パン及び麦製品とする。
- (イ) 副食物
費用の範囲内でその都度定める。（野菜、果実、乳製品等）
- (ウ) 数量

主食は1人1日当たり600g以内とする。(1食200g以内)

エ 費用及び期間

(ア) 費用

炊き出しに要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(イ) 期間

炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

オ 炊き出しの実施場所

炊き出しの実施場所は、本章第4節「避難・誘導対策」に定めた避難施設とする。

カ 炊き出しの協力団体

炊き出しは、自主防災組織が実施し、必要に応じ婦人団体及び日赤奉仕団等に協力を求める。

(3) 調達、救援食料の集積場所

調達食料及び救援食料の集積場所は、市が指定する場所とする。

(4) 調達及び救援食料の配分方法

ア 調達担当等

調達担当は、災害対策農林振興部（現地災害対策総務部）とする。

イ 調達方法

(ア) 市は、備蓄物資を放出し、県に対し要請を行うとともに、商工会等の協力を得て、市内小売業者等から物資を調達し、必要数量・品目を確保する。

(イ) 市はあらかじめ締結している協定に基づき、他の市町村及び関係団体等に対し、物資の供給要請を行う。(資料10-1~10-8参照)

ウ 調達物資の集積場所

調達物資及び義援による物資の集積場所は、市が指定する場所とする。

エ 配分担当等

(ア) 食料品の配分担当は、災害対策農林振興部（現地災害対策総務部）とする。

(イ) 食料品の配分を適切に行うため、各集積場所に班を編成して自主防災組織、婦人団体及び日赤奉仕団等の協力を得て行う。

2 給水活動

(1) 飲料水の供給方法等

ア 給水対象者

被害を受け、現に飲料水を得ることができない被災者とするほか、医療機関等に対する供給を確保し医療業務に支障のないよう配慮する。

イ 給水量

災害発生からの日数	目標数量	主 な 給 水 方 法
-----------	------	-------------

災害発生～3日まで	30 /人・日	配水池、貯水槽、給水車
4日～10日まで	200 /人・日	配水幹線付近の仮設給水栓
11日～21日まで	1000 /人・日	配水支線上の仮設給水栓
22日～28日まで	被災前給水量 (約2500 /人・日)	仮配管からの各戸給水、共用栓

ウ 給水期間

災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。ただし、長期にわたる場合は、その都度実状に応じ対処する。

エ 費用

給水に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

オ 給水方法

(ア) 市は、飲料水が汚染したと認められるときは、栗原市水道水質検査センターの水質検査を受け、浄水器により浄水して供給する。

(イ) 給水が不能になった場合は、市の保有する給水タンク、ポリ容器等により飲料水を供給する。(資料4-1参照)

a 汚染の少ないと思われる井戸、湧水、浄水場等の原水をろ過消毒し供給する。給水に当たっては、水質基準を満たすことを確認してから行うものとする。

b 市は、被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地又は他市町から搬送給水する。

(ウ) 給水を必要とする地域が広範にわたるとき、又は災害により混乱し、車両通行が困難であるときは、被災者の避難所若しくは一定の集落等を単位に給水場所を指定して供給する。

(エ) 給水に当たっては、医療機関等の重要施設への給水確保について考慮する。

(2) 給水資機材の調達等

被災者に対する飲料水及び浄水薬品等は、次により確保する。

ア 給水資機材の調達

地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。ただし、関係業者が被害を受け地域内で給水資機材を調達できない場合は、知事又は隣接市町村長に対し調達のあっせんを依頼する。

(3) 給水施設の応急措置

市は、災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

ア 資材等の調達

応急復旧用資材等は、市の備蓄品のほか市内指定工事店から調達するものとするが、必

要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

イ 応急措置の重点事項は、次のとおりとする。

(ア) 有害物等の混入防止及び井戸等補給用水源の広報

(イ) 取水、導水及び浄水施設等の保守点検、漏水調査

(ウ) 井戸水の滅菌使用その他飲料水最低量確保

(4) 他機関への応援要請

ア 給水業務への応援要請

災害により飲料水が得られない地域が広範にわたり、市内での飲料水の確保が困難であると認めるときは、日本水道協会東北地方支部の「水道施設の災害に伴う相互応援計画」に基づき日本水道協会東北地方支部長（以下「支部長」という。）に対し応援を求めるとともに、本章第12節「自衛隊の災害派遣」に基づき自衛隊の災害派遣（給水活動）について知事に依頼し、飲料水を確保する。

イ 給水資機材及び災害復旧資材の応援要請

市内で確保できる給水資機材及び施設災害復旧資材が不足するときは、支部長及び関係業者への資材による応援を要請し円滑なる給水計画の遂行に努める。

3 衣料、生活必需品その他物資の供給活動

(1) 衣料、生活必需品等の給与又は貸与の要領

ア 対象者

住家の全半壊（焼）、流失又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品等を喪失し、又は毀損し、日常生活に困難を来している者とする。

イ 品目

(ア) 被服、寝具及び身の廻り品

(イ) 日用品

(ウ) 炊事道具及び食器

(エ) 光熱材料

(オ) その他

ウ 費用

衣料、生活必需品等の給与又は貸与に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

エ 期間

災害発生の日から、原則として10日以内とする。

(2) 衣料、生活必需品等の調達

ア 調達担当

調達担当は災害対策市民生活部（現地災害対策総務部）とする。

イ 調達方法

(ア) 市は、備蓄物資を放出し、県に対し要請を行うとともに、商工会等の協力を得て、市内小売業者等から物資を調達し、必要数量・品目を確保する。

(イ) 市は、あらかじめ締結している協定に基づき、他の市町村及び関係団体等に対し、物資の供給要請を行う。(資料10-1~10-8参照)

ウ 調達物資の集積場所

調達物資及び義援による物資の集積場所は、市が指定する場所とする。

(3) 救助物資の配分

ア 配分担当等

配分担当は災害対策市民生活部（現地災害対策総務部）とし、救助物資の配分を適切に行うため、各地区に協力員を配置する。

イ 配分方法

(ア) 災害対策市民生活部は、衣料、生活必需品等を給与又は貸与する必要があると認められる被災者を調査し、救助物資配分計画を作成し、各地区協力員の協力を得て、被災者に配分し、受領書を徴する。

(イ) 救助物資配分計画は、次の事項を明確にする。

- a 救助物資を必要とする被災者数（世帯人員ごととする。）
- b 救助物資の品名、数量
- c 救助物資の受払い数量

4 義援物資の受入れ、配分

(1) 義援物資の受入れ

ア 義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、市は日本赤十字社宮城県支部など関係機関と相互に連携を図りながら、義援物資受入窓口を設置し、義援物資の募集及び受入れを開始する。

イ 市は、義援物資の募集に当たっては、報道機関等と連携し、義援物資の受入方法等について広報・周知を図る。

なお、市は、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、義援物資の受入方法については、品目及び数量を事前に限定し、あわせて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体・企業等に優先的に働き掛けを行う。

ウ 市は、事前に義援物資の保管先等を確保し、配分作業が円滑にできるよう努める。

(2) 義援物資の配分

ア 市は、義援物資の配分に当たっては、日本赤十字社宮城県支部等関係機関と調整を行い、迅速かつ適切に配分する。

なお、義援物資の仕分け、配布に当たっては、必要に応じてボランティア団体等の協力も得ながら行う。

イ 市は、必要配分量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、必要に応じて仕分け、配布作業に当たるボランティア団体等に情報提供を行う。

ウ 市は、義援物資の配送に当たっては、宮城県トラック協会・宅配業者等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請する。

第10節 相談活動

災害対策総務部 災害対策市民生活部 災害対策産農林振興部 災害対策商工観光部 災害対策建設部 災害対策教育部

市は、大規模な災害時において、被災者及び被災者の関係者等から家族の消息の問い合わせや各種相談、要望等に対応するとともに、プライバシーの配慮及び要配慮者等に配慮した相談活動体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応するものとする。

1 相談窓口の設置

市は、災害発生後速やかに、被災者等からの相談に対応するため、市及び関係機関による総合的な窓口を設置する。

また、必要により県の相談窓口を紹介するなど住民の相談や要望の解決を図ることとする。相談内容別の担当は、次のとおりとする。

相 談 内 容	関係機関及び担当部課
災害全般	災害対策総務部
社会福祉、児童福祉、生活環境、保健医療関係	災害対策市民生活部
農林水産関係	災害対策農林振興部
商工観光関係	災害対策商工観光部
土木、建築関係	災害対策建設部
教育関係	災害対策教育部

第11節 相互応援活動

災害対策総務部 災害対策市民生活部 災害対策農林振興部 災害対策商工観光部 災害対策上下水道部 災害対策消防部

大規模な災害時においては、市のみでの災害応急対策の実施が困難となる場合は、市は、他の市町村や防災関係機関等に応援要請し、連携を図りながら防災活動に万全を期する。

1 市町村間の相互応援活動

(1) 他の市町村長に対する応援の要請

市長が、応急対策を実施するために、必要と認めたときは、他の市町村長に対し応援を求める。

大規模災害が発生し、市町村間での調整が困難と思われる場合は、県へ他市町村への応援の要請を求める。

ア 個別相互応援協定（資料10-4～10-8参照）

あらかじめ締結している協定等に基づき、応援要請を行う。

イ 全市町村相互応援協定（資料10-1参照）

一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内全市町村が参加する相互応援協定に基づき、応援要請を行う。

(2) 県への情報伝達

市は、応急対策を実施する際に、他の市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨連絡する。

(3) 応援体制の確保

近隣または災害協定を結んでいる市町村はもとより大規模な災害が発生し、かつ、本市の被害が少なかった場合においては、市は、県や防災関係機関等からの情報に留意しながら、直ちに応援ができるよう体制を整える。

2 消防相互応援活動

大規模災害時により、管内の消防力では災害防御が困難な場合には、消防長は、災害の態様、動向等を的確に判断し、県内の他の消防機関に対して「宮城県広域消防相互応援協定」その他の相互応援協定に基づき応援要請を速やかに行うものとし、「宮城県広域消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う場合は、「宮城県広域消防応援基本計画」（平成16年4月策定）の定めにより要請するものとする。

応援要請を行う場合は、他の消防機関の長に対し、必要な事項を明らかにして要請するとともに、連絡班を設ける等受入体制を整備するものとする。また、出動した消防機関は、迅速かつ適切な消火、救助活動等を実施するものとする。

具体的な要請方法、経費の分担方法等については「宮城県広域消防相互応援協定」の定めるところによる。（資料10-3参照）

3 緊急消防援助隊の応援活動

市長は、大規模災害時に県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第45条に規定する「緊急消防援助隊」の応援を要請するものとし、応援要請を行う場合は、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」（平成16年8月策定）の定めにより、知事に応援要請するものとする。この場合において、知事と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に対して要請するものとする。

(1) 情報の収集・伝達

大規模災害が発生した場合、市は情報を収集し、県へ伝達する。

(2) 応援の要請

市長は緊急消防援助隊の応援が必要と認められる場合は、県を通して出動の要請を行う。

(3) 大規模災害が発生した場合の対応

大規模災害等を覚知した場合、市長及び消防長は、次の措置をとる。

ア 災害状況の把握

イ 情報等の提供

ウ 応援要請手続の実施

第12節 自衛隊の災害派遣

災害対策総務部

市は、大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

1 災害派遣要請の手続

(1) 要請による派遣

市長は、自衛隊の災害派遣を依頼すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣を依頼する。

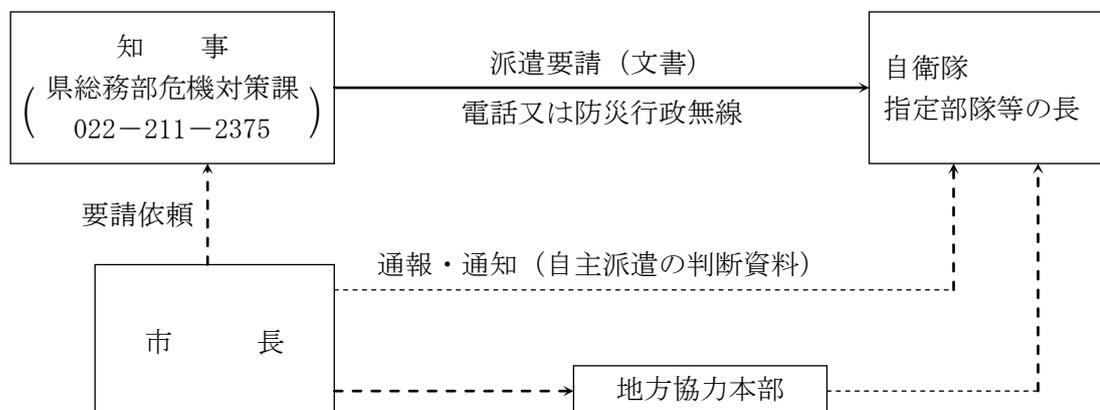
なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接最寄りの指定部隊の長に通知するものとし、この場合、市長は速やかに知事にその旨を通知する。

(2) 自衛隊の自主派遣

災害において、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

(3) 要請依頼の手続

ア 災害派遣要請依頼系統図



イ 要請依頼（連絡）先

区 分	要請依頼 (連絡) 先	指定部隊 等の長	連絡方法等		担 任 地域等
			平日 08:00~17:00 (各部隊 防災担当)	時間外の 担 当	
宮城北隊区 担当部隊	陸 第22即応機動 連隊第3科 (多賀城駐屯地)	連隊長	多賀城市丸山2-1-1 防災無線: 7-641-1 TEL: 022-365-2121 内235~237 FAX: 022-363-0491	駐屯地 当直 TEL: 022- 365-2121	宮城県北 隊区
連絡機 関	— 宮城地方協力 本部	部 長	仙台市宮城野区 五輪1-3-15 TEL: 022-295-2611 内3630・3632	同 左	県全域

ウ 要請依頼

(ア) 市長は、災害派遣要請を依頼する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請依頼書を知事に提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、とりあえず口頭又は電話若しくは電信により行い、その後速やかに文書を提出しなければならない。

- a 災害の状況及び派遣を要請依頼する事由
- b 派遣を希望する期間
- c 派遣を希望する人員、車両、航空機等の概要
- d 派遣を希望する区域及び活動内容
- e その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備等）

(イ) 相当数の被害が出ていると認められ、かつ具体的被災状況が把握できない場合にあっては、(ア)に関わらず、速やかに派遣要請に努めるものとする。

この際、市は、被災状況を把握し次第速やかに要請内容を最速の手段をもって明らかにしなければならない。

2 自衛隊との連絡調整

災害発生時、自衛隊は、県及び防災関係機関との連絡調整等に当たるため、必要に応じ市災害対策本部に連絡調整員を派遣し、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保するものとする。

3 派遣部隊の活動内容

(1) 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を基準として、関係機関と緊密な連携の下に救援活動等を実施するものとする。

(2) 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事の要請内容、現地における部隊等の人員・装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

活 動 内 容	具 体 的 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
要救助者等の捜索救助活動	要救助者、負傷者、行方不明者の捜索、救出・救助活動
水防活動	土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	消防機関に協力し、消火に当たる（空中消火を含む）
道路の啓開	道路等の交通路上の障害物の排除
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水の実施
援助物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
その他	その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、市長又は市長の職務を行うことができる者（委任を受けた市の吏員、警察官）がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができるものとする。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知するものとする。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- ア 警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること
- イ 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること
- ウ 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること
- エ 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること

オ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとること

4 派遣部隊の受入れ体制

災害派遣が決定・実行された場合、市長は速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入れ体制を整備する。

(1) 連絡調整者の指定

自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

(2) 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

(3) 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿営施設に充てるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様とする。

(4) 駐車地区の選定

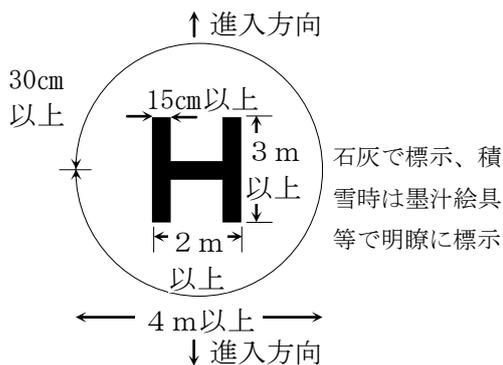
派遣部隊の車両の駐車場を確保する。

(5) 臨時ヘリポートの設定

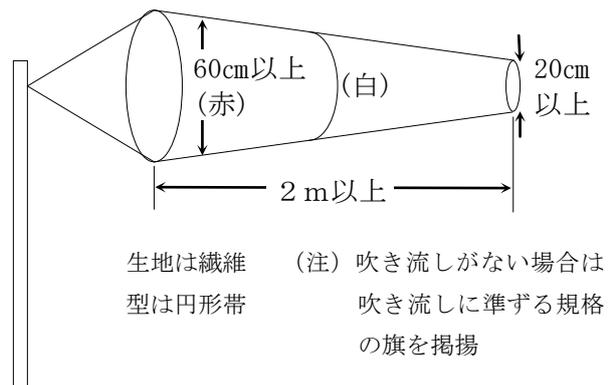
ア 臨時ヘリポート設定基準を満たすヘリポートを確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難所と競合しないよう留意する。
(ヘリポートの位置については資料11-1参照)

イ 着陸地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発炎筒により着陸地点の識別を容易にする。

(ア) 記号の基準



(イ) 吹き流しの基準



ウ 危険予防の処置

(ア) 離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

(イ) 表土が砂塵の発生しやすい所では、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

(6) 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況

等、速やかに情報の提供を行う。

(7) その他必要な事項

5 派遣部隊の撤収

- (1) 派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、市長は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事に依頼する。
- (2) 撤収依頼は、取りあえず電話等により報告した後、速やかに文書をもって依頼する。
- (3) 災害派遣部隊長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認められた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収するものとする。

6 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として市が負担し、細部については、その都度市長と災害派遣部隊の長とが協議して定める。

- (1) 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通信料
- (2) 派遣部隊の宿泊による必要な土地、建物等の借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、くみ取料、電話及び入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- (5) 無作為による損害の補償
- (6) その他協議により決定したもの

第13節 救急・救助活動

災害対策総務部 災害対策市民生活部 災害対策消防部

大規模災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、市は、防災関係機関と連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施する。また、被害が多方面に広がることも予想されることから、自主防災組織、事業所、住民についても、防災の基本理念に基づき、自ら活動等に従事することとする。

1 実施責任者

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者、又は行方不明の状態にある者の救助及び捜索は、警察、消防、自衛隊等の協力を得て市長が行う。

2 救助活動

(1) 救助対象

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者、又は行方不明の状態にある者とする。

(2) 救助期間

災害発生の日から3日以内に完了する。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

(3) 救助隊の編成

ア 救助隊は、市職員、消防吏員及び地区住民等により編成し、災害の規模、救助対象者数、救助範囲その他の事情に応じ要員を確保する。

イ 救助隊は、県及び若柳警察署、築館警察署等との密接な連携のもとに救助活動を行い、負傷者については、医療機関に収容する。

(4) 関係機関との協力

ア 市は、陸上における救助活動を実施する場合は、若柳警察署、築館警察署その他の関係機関と直ちに連絡をとり、関係機関の協力を得て万全を期する。

イ 市は、救助に際しては、負傷者の救護等が円滑に行われるよう関係医療機関と緊密な連絡を事前にとる。

ウ 必要に応じて、仙台管区气象台に対して、救助活動等に資する気象情報等の提供を要請する。

(5) 応援要請

ア 市は、自らの活動のみでは救助の実施が困難な場合には、相互応援協定に基づき、県及び他の市町村等に対し、応援を要請する。(資料10-1~10-8 参照)

イ 市長は状況に応じ、本章第12節「自衛隊の災害派遣」において定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣要請を行う。

(6) 費用

救助に要する費用の範囲、額等は災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

3 住民及び自主防災組織等の活動

- (1) 住民及び自主防災組織は、組織内の被害状況を迅速に把握し、負傷者等の早期発見を行い、自らに危険が及ばない範囲で救助活動に努めるものとする。
- (2) 自主救助活動が困難な場合は、消防本部、警察等に連絡し、早期救助を図るものとする。また、救助を行うときは、可能な限り市、消防本部、警察と連絡を取り、その指示を受けるものとする。

4 火山災害の現場における救出

市は、火山災害の現場において要救助者があるときは、消防団員等による救助隊を編成するほか、警察、災害派遣自衛隊その他の防災関係機関に救助隊の編成を要請し、救助に当たる。

救助活動に当たっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮するとともに、山岳救助及び空中救助の場合は、関係機関と十分に協議し、二次災害の防止に万全を期する。

第14節 医療救護活動

災害対策市民生活部
災害対策医療部

市は、大規模な災害により、多数の負傷者が発生した場合、通常の活動体制での対応は困難となるおそれがあることから、緊急的な対応策や関係機関の連携を図りながら医療救護活動を実施するものとする。

1 医療救護の実施要領

(1) 医療救護の対象者

- ア 医療の対象者は、応急的な医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため、医療の途を失った者
- イ 助産の対象者は、災害発生の日の前後7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 医療救護の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護
- カ 助産（分べん介助等）

(3) 医療救護の期間

- ア 医療
災害発生の日から原則として14日以内とする。
- イ 助産
分べんした日から7日以内とする。

2 医療救護班による活動

(1) 医療救護班の編成

医療救護の実施は、医師会や医療機関等の協力を得て、次のとおり医療救護班（市内医、看護師等）を編成し、現地で行う。

医療救護班	医 師	看護師	薬剤師	合計
1班当たりの編成例	1名	2名	1名	4名

※医療救護班には、記録員及び連絡員として市職員を適宜配置する。

(2) 活動内容

医療救護班は、傷病者の救護に当たるため、次の活動を重点的に行う。

- ア 傷病者の傷病の程度判定（トリアージ*の実施）

(※) トリアージとは、災害発生時などに多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定することをいい、トリアージ・タグとは、トリアージの際に用いるタグ（識別票）をいう。

- イ 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- ウ 後方医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
- エ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- オ 助産活動
- カ 遺体の検案
- キ 医療救護活動の記録及び市（災害対策本部）への収容状況等の報告

(3) 災害拠点病院への搬送

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等、医療救護班の活動では対処できないような重篤救急患者の救命医療については県が指定する災害拠点病院で行う。

市は、これらの患者を搬送するため、必要な体制を確立する。（本章第15節「交通・輸送活動」及び第16節「ヘリコプターの活動」による。）

3 救護所の設置

市は、医療救護班による医療救護を実施するときは、必要に応じ救護所を設置する。

4 医薬品等の調達

- (1) 市は、医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、関係業者から調達する。
- (2) 市は、市内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町村長に対し、調達あっせんを要請する。

5 県への協力要請

市は、市の医療救護班だけでは対応できなくなった場合、あるいは対応できないと市長が判断した場合には、知事に協力要請を行う。

第15節 交通・輸送活動

災害対策総務部 災害対策企画部
災害対策建設部

市は、緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行うとともに、交通の確保のため、必要な交通規制及び障害物の除去等の活動を行う。

1 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位

市は、大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機（ヘリコプター）の活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

また、市は、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止（二次災害の発生防止を含む） ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階	(1) 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 (2) 消防・水防活動等災害の発生防止・拡大防止のための人員及び物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動時の災害応急対策に必要な人員・物資等 (4) 医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	(1) 第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	(1) 第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

2 緊急輸送体制の確立

市は、輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 車両による輸送

ア 車両の確保

(ア) 市所有車両等の確保

車両の掌握、管理は、災害対策総務部が行う。

(イ) 市所有以外の輸送力の確保

市所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないときは、市所有以外の輸送力確保に努める。

イ トラックによる輸送

市は、緊急物資輸送の必要があると認めるときは、県に対し、(公社)宮城県トラック協会等に対する緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。

(2) 鉄道輸送力の確保

道路の被害等により、自動車による輸送が不可能な場合等で鉄道輸送が適切な場合は、鉄道機関(日本貨物鉄道(株)東北支社)に要請し、輸送力を確保する。

(3) ヘリコプター輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急にヘリコプターによる輸送が必要となったときは、本章第12節「自衛隊の災害派遣」による自衛隊ヘリコプター及び第16節「ヘリコプターの活動」により、ヘリコプター等の確保について知事に要請依頼する。

なお、ヘリコプター発着場所については、資料11-1のとおりである。

(4) 人力による輸送の確保

人力による輸送に必要な労務の確保は、本章第28節「防災資機材及び労働力の確保」による。

(5) 応援要請

緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県又は他の市町村に対し調達、あっせんを要請する。

- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要な事項

3 輸送力の配分

- (1) 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要な事項を明らかにし、災害対策総務部長に輸送力供給の要請を行う。
- (2) 災害対策総務部長は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

4 災害救助法に基づく措置基準

- (1) 応急救助のための輸送費として適用されるものは次の場合とする。
 - ア 被災者を避難させるための輸送
 - イ 医療及び助産のための輸送
 - ウ 被災者救出のための輸送
 - エ 飲料水供給のための輸送
 - オ 救援用物資のための輸送
 - カ 遺体捜索のための輸送

キ 遺体の処理（埋葬を除く。）のための輸送

(2) 適用される輸送費は、本市における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送が認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間とする。

5 災害発生時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

(1) 速やかに、車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

6 交通規制の実施

道路管理者は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、う回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡を取りながら交通の安全確保に努める。

また、交通の危険を防止し、円滑な運営を図るための交通規制等の措置は、道路管理者と若柳・築館警察署長が連携を保ち、行うものとする。

(1) 基本方針

ア 被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制

(ア) 一般車両の走行を抑制するとともに被災地域内への流入を原則的に禁止する。

(イ) 被災地外への流出は原則として無制限とする。

イ 避難路及び緊急通行路への流入抑制

原則として緊急通行車両以外の一般車両は通行を禁止又は制限する。

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路からの流出入制限

インターチェンジからの被災地域への流出を制限する。

エ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

(ア) 緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は指導を行う。

(イ) 一般車両の走行は極力抑制する。

オ 他の道路管理者との連携による交通規制の適切な運用

カ 緊急通行路に選定された道路及びその関連道路の通行が早急かつ円滑にできるようにするための、他の道路管理者に対する必要な措置の要請

キ 危険箇所の把握

(ア) 道路管理者は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、関係機関と連携を図り道路交通環境の巡回調査を行い道路被害の把握に努めるとともに、応急復旧を講ずる。

(イ) 道路管理者は、関係機関と連携を図り、平常時から住民や事業者との間に広く道路モニター制度を確立し、自動車の運転者、住民に対し道路施設の被害を発見したときは、直ちに道路管理者に報告するよう常に啓発しておく。

(2) 緊急通行路確保のための措置

ア 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 放置車両等の撤去

緊急通行路を確保するため必要な場合には、放置車両等の撤去を行う。

ウ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

エ 自衛官、消防吏員の措置

警察官がその場にはいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は前記イ、ウの措置をとることができる。

オ 関係機関等との連携

交通規制に当たっては、道路管理者、防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、警察署長等と連携を保ちながら、必要に応じ警備業者等の協力を得て、交通誘導の実施等を要請する。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には所定の標示を設置して行い、緊急を要するため所定の標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

7 緊急通行車両の確認等

市長は、県公安委員会に対し、緊急通行車両の申し出をし、車両確認証明書及び標章の交付を受ける。

(1) 申出事項

市は、次の事項を申し出て確認を受ける。

- ア 車両番号標に標示されている番号
- イ 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）
- ウ 使用者の住所、氏名
- エ 輸送日時
- オ 輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）
- カ その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出）

(2) 標章等の交付

県公安委員会から緊急通行車両である旨の標章及び証明書の発行を受ける。

8 障害物の除去

(1) 実施責任者

- ア 住居等の障害物の除去は、市長が行う。
- イ 市長から要求があったとき、又は緊急の必要があり現場に市職員がいないときは、警察官が行うものとする。
- ウ 道路に堆積した障害物の除去は、道路管理者が行うものとする。

なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

(2) 障害物除去の基準

ア 対象

住家半壊又は床上浸水の被害を受け、居室、炊事場、玄関等に障害物が流入したため生活上支障を来し自力では除去することのできない者（選定基準は、本章第18節「応急住宅等の確保」による。）

イ 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

ウ 費用

災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(3) 障害物除去の実施

市は、障害物除去の実施について、栗原市建設業協会等関係機関に対し、作業隊の編成による活動を依頼する。

(4) 除去した障害物の処理

市は、あらかじめ定めている障害物の集積場所等を開設する。

(5) 工作物等の保管

市は、除去した工作物等で、所有者等に返還する必要があると認められるものについては、必要な手続をし、保管する。

第16節 ヘリコプターの活動

災害対策総務部 災害対策消防部

大規模な災害時においては、道路や建物等の損壊により道路の通行が困難になることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動期における被害情報の収集、負傷者や緊急輸送物資の搬送など、ヘリコプターの災害応援の要請に関して定める。

1 実施責任者

市長は消防長に対し、宮城県広域航空消防応援協定書及び宮城県内航空消防応援協定書の定めるところにより、宮城県防災ヘリコプター及び仙台市消防ヘリコプターの応援要請を行う。

また、県内の消防力に対応できない場合、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

2 災害応急対策活動に参画するヘリコプター

県の災害時における「ヘリコプター災害対策活動要領」及び「ヘリコプター安全運航確保計画」を定めるところにより、本部長の要請に基づき活動する。なお、防災関係機関等の所有するヘリコプターは次のとおりである。

- (1) 県防災ヘリコプター
- (2) 仙台市消防ヘリコプター
- (3) 県警察ヘリコプター
- (4) 国土交通省ヘリコプター
- (5) 自衛隊ヘリコプター
- (6) 他都道府県等所有ヘリコプター

3 ヘリコプターの災害応援活動

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況等の偵察、情報収集活動
 - イ 救助物資、人員等の搬送
 - ウ その他
- (2) 救急活動
 - ア 交通遠隔地からの傷病者搬送
 - イ 高度医療機関等への転院搬送
 - ウ 交通遠隔地への医師等の搬送
 - エ その他
- (3) 救助活動
 - ア 救助における支援又は応援活動
 - イ その他
- (4) 火災防ぎょ活動
 - ア 林野火災における空中消火
 - イ 消防隊員、資機材等の搬送

ウ その他

4 応援要請の手続

(1) 要請方法

市長は消防長に対し要請する。消防長は宮城県知事又は仙台市長に各協定書に定められた文書により要請する。ただし、緊急の場合は、口頭又は電話により要請し、事後速やかに文書を提出する。

また、ヘリコプターの要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

ア ヘリコプターの要請事項

- (ア) 災害の種別・災害の日時及び場所
- (イ) ヘリコプター使用の目的及び災害の状況
- (ウ) 気象状況（必要に応じて、仙台管区气象台に対して、ヘリの運行に資する気象情報等の提供を要請する）
- (エ) 飛行場外離着陸場等の地点及び目標地点並びに地上支援体制
- (オ) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (カ) その他必要な事項

イ ヘリコプター発着場所

- (ア) ヘリコプター発着場所は、資料11-1に定めるところによる。
- (イ) ヘリポート等が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行う。

5 経費の負担

県防災ヘリコプターの応援に要する経費は、宮城県が負担する。その他のヘリコプターについては、協定等で定めているとおりとする。

第17節 公共土木施設等の応急復旧

災害対策市民生活部 災害対策農
林振興部 災害対策建設部

道路等の交通基盤、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模な災害の発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、市は、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、関係機関相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

1 道路施設

(1) 緊急点検

道路管理者は関係機関と連携を図り、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、情報の収集に努める。

(2) 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、関係機関と連携を図り障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、宮城県防災情報連絡協議会の緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

(3) 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、関係機関との現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

(4) 農道・林道の確保等

ア 道路管理者は、農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。

イ 幹線農道は避難路、延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行う。

ウ 道路管理者は、円滑な救助活動の実施や日常生活を確保するため、う回路として重要な役割を果たす農林道整備のほか、防災機能を発揮する附帯施設の整備に努める。

2 河川管理施設

(1) 市は、県の協力を得て被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

(2) 市は、河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、他の河川管理者と連携を図り、応急復旧を実施する。

3 砂防・治山関係施設

市は、県の協力を得て、災害発生後に砂防施設等の点検を実施し、破壊・損傷等の被災箇所の発見に努め、早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

4 農地・農業施設

市は、農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- (1) 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- (2) 災害により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- (3) 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡を取り実施する。

5 廃棄物処理施設

市は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、県の支援を受けながら速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。

6 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施

市は、被災建築物に係る応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定の円滑な実施のため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、県、関係団体との連絡体制整備に努める。

- (1) 被災建築物の応急危険度判定業務は、基本的に市が実施し、県は必要な各種の支援を行う。
- (2) 市は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。
なお、判定の実施に当たっては、避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。
- (3) 被災宅地の危険度判定業務は、市の災害対策本部が実施し、県は必要な支援を行う。
- (4) 県は市の要請を受け、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。また、関係団体とそれらの派遣について協議を行う。

第18節 応急住宅等の確保

災害対策建設部

大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生ずる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることもある。このため、市は、応急仮設住宅の建設をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する必要がある。

また、大規模な地震により宅地災害が発生した場合に、被災宅地危険度判定士により、被災状況の迅速かつ的確な把握を行い、二次災害を軽減・防止し、住民の安全確保を図る。

1 応急仮設住宅の建設

(1) 対象

住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者で、自己の資力では住宅を得ることができないと認められる者

(2) 規模・構造

ア 1戸当たりの規模は、29.7㎡（9坪）を基準とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

イ 建物の構造は、県が定める災害応急仮設住宅仕様によるものとする。被災者に係る世帯人数や高齢者・障害者等の要配慮者に十分配慮した仕様及び設計に努める。

(3) 建設着工及び供与期間

ア 災害発生の日から20日以内に着工する。

イ 供与期間は、原則として2年以内の期間とする。

(4) 建設予定場所

応急仮設住宅の建設地は、市が指定する場所とするが、被災者の生業その他の関係でやむを得ない場合は、被災住宅地等のがれきを撤去して、そこに建設する。

2 住宅の応急修理

(1) 対象

住家が半壊し、又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、自己の資力で住宅の修理を実施することができないと認められる者

(2) 規模

修理対象は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(3) 応急修理期間

災害発生の日から1か月以内とする。

(4) 修理住宅の選定

応急修理対象を選定するため、市は、調査班を編成し、被害程度を調査する。

3 応急仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定

応急仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定は市長が行い、その基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者及び要保護者
- (2) 特定の資産がない失業者
- (3) 特定の資産がない寡婦、母子世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯及び疾病者等
- (4) 特定の資産がない勤労者、中小企業者
- (5) 前各号に準ずる経済的困窮者

4 公営住宅の活用等

市は、必要に応じ、被災者の住宅確保住宅復興支援策として、公営住宅法に基づく災害公営住宅の建設等や既設公営住宅の空き家の活用を図る。

また、災害の規模に応じて県内外の公的住宅の管理者に対し、被災者の一時入居住宅として受入れを要請する。

5 民間賃貸住宅の活用等

災害救助法に基づく応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、県と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていくものとする。

(1) 県の対応

ア 平時に定めていた民間賃貸住宅を借上げるための取扱いについて、災害の態様や地域性に応じ、必要があると認められる場合には、具体的な取扱いを修正することとし、不動産関係団体及び市と協議の上、できるだけ速やかに再整理し円滑な実施が可能となるよう体制の整備を図る。

イ 県は、平時に定めていた市との役割分担等に基づき、必要に応じて市との協議を行い、より具体的な取扱いを定める。

ウ 借上げに係る具体的な取扱いについて、できるだけ多様な広報媒体を活用して、被災者等へ適時に正確な情報の提供に努める。

エ 災害救助法に基づく他の応急仮設住宅との重複等を避け、効率良く供与が可能となるよう関係機関との情報の共有化に努める。

(2) 市の対応

基礎的な自治体として、被災者のり災程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。

(3) 配慮すべき事項

民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の特性として、被災者が県内に分散することになるため、情報過疎や様々な支援が行き渡らないといった状況に陥らないように、全国避難者情報システムへの登録の呼び掛けを徹底するなど、被災者の避難先の把握に努める。

6 建築資材及び建築技術者の確保

- (1) 応急仮設住宅の建築等は、災害対策建設部が担当し、原則として競争入札による請負とする。
- (2) 応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、市内の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請する。

7 被災宅地の応急危険度判定

市は、県の支援を受けて、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）に基づき、被災宅地危険度判定を実施する。

第19節 ボランティア活動

大規模な災害時においては、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、民間のボランティア団体等の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。そのため、市は、災害時に迅速な受入れができるよう受入れ・調整体制を整備するとともに、平常時から各種ボランティア団体と緊密な関係を維持しておく。また、災害時に中心的な役割を果たすボランティアリーダーの育成にも努める。

1 災害ボランティアセンターの設置

ボランティアのコーディネート調整組織としては、市社会福祉協議会及びNPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンターが中心となって、市レベル、県レベルの2段階に災害ボランティアセンターを設置するものとし、相互に連携の上、日本赤十字社宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。

この際、県及び市は、市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO法人等のボランティア団体等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア関係団体等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

各災害ボランティアセンターの役割は、次のとおりとする。

(1) 市災害ボランティアセンター

市社会福祉協議会が中心となって設置し、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

(2) 県災害ボランティアセンター

宮城県社会福祉協議会とNPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンターが中心となって設置し、全国社会福祉協議会等関係機関の応援も得ながら、市災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。

なお、被災の規模により、必要に応じて、県災害ボランティアセンターの支部を市災害ボランティアセンターの後方支援拠点として設置する。

2 日本赤十字社宮城県支部、ボランティア団体等との連携

災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及びボランティア関係団体等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援するものとする。

3 ボランティアセンターへの市の支援

市は、市災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

- (1) 災害ボランティアセンターの場所の提供
- (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- (3) 市職員の派遣及び県に対する職員派遣要請
- (4) 被災状況やボランティアニーズ等についての情報提供
- (5) その他必要な事項

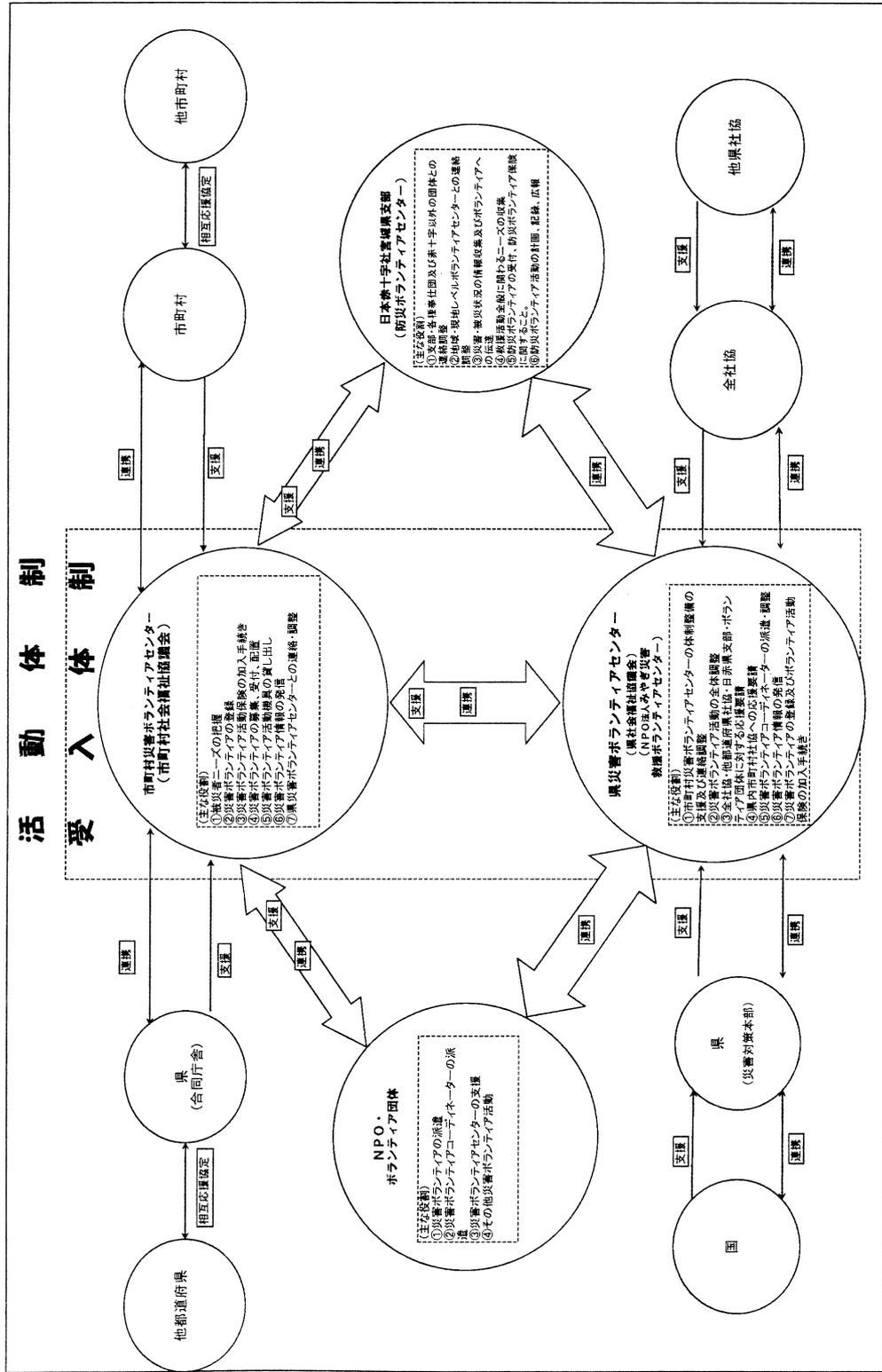
4 専門ボランティアの受入体制

関係する組織からの申込みについては、市が県の協力を得て対応するものとし、主な種類は次のとおりである。

	主 な 受 入 項 目	担 当 部
(1)	救護所等での医療、看護、保健予防	災害対策市民生活部
(2)	砂防関係施設診断	災害対策建設部
(3)	被災宅地応急危険度判定	災害対策建設部
(4)	被災建築物応急危険度判定	災害対策建設部
(5)	外国人のための通訳	災害対策市民生活部
(6)	被災者へのメンタルヘルスケア	災害対策市民生活部
(7)	高齢者、障害者等への介護	災害対策市民生活部
(8)	アマチュア無線等を利用した情報通信事務	災害対策総務部
(9)	その他専門的知識が必要な業務	各 部

災害時の災害ボランティアセンター体制整備イメージ図

【宮城県全体の動き】



※NPO法人災害救援ボランティアセンターの主な構成員
 ○宮城県社会福祉協議会 ○山古市社会福祉協議会 ○みやぎ生活協同組合 ○(財)みやぎYMCA ○(財)仙台YMCA ○(財)宮城県国際交流協会 ○学校法人東北福祉大学 ○宮城県社会福祉協議会 ○宮城県民生委員・児童委員協議会 ○宮城県民生活協同組合 ○NPO法人宮城県ボランティア協会
 ○日本地震前兆観測ネットワーク ○その他 一般企業・個人等

第20節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対応

災害対策市民生活部
災害対策商工観光部

大規模な災害の発生時には、特に要配慮者や旅行客等に対する様々な応急対策が必要となる。このため、市は関係機関と連携し、必要な諸施策について速やかに実施する。

1 要配慮者への支援

災害時には、要配慮者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

また、応急仮設住宅への収容に当たっては要配慮者に十分配慮することが必要であり、特に高齢者、障害者の避難所等での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

このため、市は民生委員・児童委員、自主防災組織、住民等の協力及び避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、要配慮者の状況把握に努め、災害発生直後より、時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに配慮しながら、迅速かつ的確な応急対策を講ずるよう努める。また、必要に応じて県、隣接市町村等へ応援を要請する。

(1) 安全確保

ア 社会福祉施設等在所者

市は、施設在所者(入所者、従事者等)の安否確認を迅速に行い、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

県は、状況を把握し、必要な支援を行う。

イ 社会福祉施設等在所者以外の要配慮者等

市は、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、避難行動要支援者の安否確認を、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織等との連携支援の下に迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな避難行動要支援者を把握する。

また、避難行動要支援者名簿に登録していない要配慮者についても、自主防災組織や自治会などとの連携により把握に努める。

県は、状況を把握し、必要な援護を行う。

(2) 支援体制の確立と実施

ア 施設従事者及び必要な物資の確保

市は、施設従事者の不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。

次の緊急援護を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。

イ 緊急支援

(ア) 受入れ可能施設の把握

市は、関係機関と連携し、被災による要配慮者の受入れ可能な社会福祉施設等を把握する。

県は、状況を把握し、必要な支援を行う。

(イ) 福祉ニーズの把握と支援の実施

市は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。

また、本人が在宅で福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等(ボランティア含む)の派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。

(ウ) 福祉避難所の開設

市は、福祉避難所の対象となる避難者があり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設し、関係機関及び各避難所に対し、福祉避難所の開設について周知するよう努める。

(エ) 多様な避難所の確保

市は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(オ) 相互協力体制

市は、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により支援を行う。

ウ 避難所での支援

(ア) 支援体制の確立

市は、要配慮者が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者などによる支援体制を確立する。特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。

(イ) 健康状態への配慮

アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報を基に個別に対処する。

特に避難所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

(ウ) 専門職による相談対応

市は、被災地及び避難所における要配慮者に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

(エ) 福祉避難所への移送

市は、指定避難所に避難した要配慮者について、福祉避難所への移送が必要と判断する場合は、開設した福祉避難所に移送を行う。

県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。

エ 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に十分配慮し、特に高齢者・障害者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。

また、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。

2 外国人対応

市は、県と連携して、災害時に迅速に外国人の安否確認を行うとともに、外国人が孤立しないよう各種情報の収集・提供ができる体制の整備等を行う。なお、支援活動においては、外国人旅行者についても念頭に置いた対応を行い、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達を行う。

- (1) 広報車や防災行政無線等により、外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。
- (2) 外国人の迅速な安否確認を行う。
- (3) 災害情報等を掲示する場合、外国語による掲示もを行い、外国人の不安の解消を図る。
- (4) 「相談窓口」等を開設し、災害時支援に関する外国人のニーズの把握を行う。
- (5) 通訳者が必要な場合は、通訳ボランティア制度を活用し、県に対して通訳者の派遣を要請する。

3 旅行者対応

市は、ホテル、旅館、道の駅等の観光施設管理者及び交通機関、観光物産協会、栗駒山観光協会等と連携し、災害発生時の旅行者への安全な避難誘導を行うとともに、家族等からの安否確認の問合せについて対応する。

要配慮者の態様・ニーズに配慮した応急対策一覧

配 慮 す べ き 項 目	実 施 機 関	対 象 者
<p>【避難収容等】</p> <p>○要配慮者の状況把握 <ul style="list-style-type: none"> ・安否確認、保健福祉サービスの要否等 </p> <p>○災害情報及び避難指示等の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達 </p> <p>○避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・傷病者、高齢者、障害者、児童等の優先的避難誘導 ・必要に応じて傷病者、高齢者、障害者、児童等を車両により移送 </p>	<p>市</p> <p>市、関係機関</p> <p>市、関係機関</p>	<p>全要配慮者</p> <p>全要配慮者</p> <p>全要配慮者</p>
<p>○避難所での生活環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子、障害者用携帯便器等の手配、確保 ・要配慮者に対する相談体制の整備 </p> <p>○情報提供体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 </p> <p>○医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ、里親への委託等 <ul style="list-style-type: none"> ・受入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ </p> <p>○応急仮設住宅等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障害者、児童等の応急仮設住宅への優先的入居 </p>	<p>市、関係機関</p> <p>市、県、関係機関</p> <p>市、医療機関、社会福祉施設等</p> <p>市、県</p>	<p>全要配慮者</p> <p>高齢者、障害者、外国人 傷病者、高齢者、障害者、児童</p> <p>傷病者、高齢者、障害者、児童</p>
<p>【生活必需品等】</p> <p>○要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配</p>	<p>市、関係機関</p>	<p>傷病者、高齢者、障害者、児童</p>
<p>【保健衛生、防疫等】</p> <p>○保健福祉サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルパー、ガイドヘルパーの派遣 ・入浴サービス等の実施 </p>	<p>市、関係機関</p>	<p>傷病者、高齢者、障害者、児童</p>
<p>【ライフライン等】</p> <p>○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復 <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保等 </p>	<p>市、関係機関、医療機関、社会福祉施設等</p>	<p>入院患者、入所者等</p>

配 慮 す べ き 項 目	実 施 機 関	対 象 者
<p>【広域相互応援等】</p> <p>○応援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 ・備蓄物資等の集積方法等の調整 <p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 ・応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等 	<p>市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等</p> <p>市、関係機関、医療機関、社会福祉施設等</p>	<p>全要配慮者</p> <p>全要配慮者</p>

第21節 愛玩動物の収容対策

災害対策市民生活部 災害対策農
林振興部

大規模な災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

1 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県及び獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

2 避難所における動物の適正な飼育

市は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等に関する県への支援要請
- (2) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整

第22節 防疫・保健衛生活動

災害対策市民生活部

市は、大規模災害時の一時的な生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫措置を実施し、感染症まん延の未然防止に万全を期するとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

1 防 疫

(1) 防疫活動班の編成

市は、防疫業務を実施するため、地域の公衆衛生組合員等をもって編成する。

(2) 連絡通知等

市長は、感染症の発生又は発生するおそれがある事実を知った場合及び防疫を実施する場合は、知事に連絡し、必要な対策及び指示等を受ける。

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に定めるところにより、知事の指示に基づき、速やかに防疫活動を実施する。

(3) 防疫消毒

市は、浸水区域等について感染症法施行規則（平成10年厚生省令第99号）第14条に基づき速やかに消毒活動を行う。

なお、消毒に要する1戸当たりの使用薬剤の基準は、おおむね次のとおりとする。

災 害 の 程 度	薬 品 名		
		塩酸アルキルジアミノエチルグリシン（両性界面活性剤）（オパノール、テゴール51等）	消石灰
床 上 浸 水 （全・半壊、流失を含む）	200cc	6 kg	200cc
床 下 浸 水	50cc	6 kg	200cc

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

市は、感染症がまん延し、若しくはまん延のおそれがあるときは、感染症法施行規則（平成10年厚生省令第99号）第15条の規定に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(5) 健康診断

市は、健康診断を、避難所、浸水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して、県の支援を得て行う。

(6) 臨時予防接種

市は、被災地の感染症発生を予防するため、種類、対象、期間等を定めて、県の指示により臨時予防接種を実施する。

(7) 入院等の措置

被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、市は、速やかに入院の勧告及び移送の措置をとる。

その他、感染症患者等の発生については、感染症法及び同施行規則に基づいた対応をとる。

指定医療機関の状況は次のとおりである。

指定医療機関名	所在地	電話番号	備考
大崎市民病院（二類）	大崎市古川穂波三丁目8番1号	0229-23-3311	

(8) 避難所の防疫措置

市は、避難所を開設したときは、県の指導を得て防疫活動を実施し、避難者の健康管理を図る。

ア 防疫に関する協力組織

避難所の管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て防疫の万全を図る。

イ 防疫活動は、次の事項に重点を置いて行う。

- (ア) 健康診断
- (イ) 防疫消毒の実施
- (ウ) 集団給食の衛生管理
- (エ) 飲料水の管理
- (オ) その他施設内の衛生管理

(9) 防疫薬剤の調達

防疫薬剤は、市内の関係業者から調達するが、調達不可能の場合は、知事又は近隣市町村長に調達あつせんの要請を行う。

2 保健対策

(1) 健康調査、健康相談

ア 保健指導及び健康相談の実施

市は、県と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や、定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、要配慮者に配慮をしながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

その際、女性の相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等と合わせて、総合的な対応を図るよう努める。

イ 避難所や仮設住宅での配慮

市は、健康相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。

特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供するなど、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

ウ 避難所サーベイランスシステムの導入

市は、「避難所サーベイランスシステム」の導入により、感染症の拡大を未然に防止するとともに、避難者の健康状態の把握に努める。

エ 医療体制の確保

市は、高血圧や糖尿病など慢性疾患患者や、がんや心筋梗塞などの患者の、医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事など栄養指導を実施する。

(2) 心のケア

ア 心のケアの実施

大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者は心身の不調を来しやすく、ストレス反応や精神症状の悪化等が考えられるため、市は、被災後の時期や被災状況に応じた災害後の心のケアを実施する。

イ 心のケアの実施体制の確保

県は、被災者のストレスケア等のため、災害発生直後に派遣する災害派遣精神医療チーム（DPAT）のほか、心のケアの専門職で構成されるチームを編成し、被災地に派遣する。また、必要に応じて厚生労働省や被災地域以外の都道府県に対して心のケアの専門職等の派遣を要請する。

ウ 心のケアの継続

復興が長期化することにより、被災者等は生活再建への不安等からストレス状態が続くことが想定されるので、心のケアを長期的に実施する。

(3) 栄養調査・栄養相談

市は、県と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また避難生活の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。

(4) 子供たちへの健康支援活動

県教育委員会、市教育委員会及び学校長等は、被災児童・生徒、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、保健所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

3 食品衛生対策

市は、被災地における食品の衛生確保、食中毒の未然防止を図るため、保健所や関係機関の協力を得て指導を実施する。

(1) 被災者に対する安全で衛生的な食品の供給

炊き出し現場及び避難所等において、食品の衛生的取扱い、加熱調理、食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、必要に応じ指導する。

(2) 住民の食品衛生に対する啓発指導

被災地域の一般家庭に対し、次の啓発活動を行う。

- ア 手洗いの励行
- イ 食器類の消毒使用
- ウ 食品の衛生保持
- エ 台所、冷蔵庫の清潔

第23節 遺体等の搜索・処理・埋葬

災害対策総務部 災害対策市民生活部 災害対策消防部

市は大規模な災害により、死者、行方不明者が生じた場合は、関係機関の協力を得て死亡していると推定される者及び死亡者（以下「遺体」という。）の搜索、収容、応急埋火葬を的確かつ迅速に実施し、民心の安定を図る。

1 実施の対象及び期間

市は、遺体の搜索及び収容、応急埋葬に関して、警察等関係機関の協力を得て次のとおり実施する。

(1) 対象

ア 遺体の搜索

行方不明の状態にある者で、その状況から判断し、既に死亡していると推定される者

イ 遺体の処理、収容

災害により死亡した者で、その遺族等が、混乱期のため洗淨等の処理、一時保存等を行うことができないと認められるもの

ウ 応急埋葬

災害により死亡した者で、災害のため遺族等による埋葬が困難であると認められる場合又は、死亡した者の遺族がいない場合

(2) 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内の期間で実施する。

2 遺体の搜索

遺体の搜索は、災害現場の状況に応じて、警察、消防団、自衛隊、各応援機関及び地域団体等が相互に協力して実施する。

なお、災害時において、遺体の搜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

(1) 実施責任者

(2) 遺体発見者

(3) 搜索年月日

(4) 搜索地域

(5) 搜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む。）

(6) 搜索費用

3 遺体の検視（死体見分）、収容及び処理

(1) 市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため死体処理ができない場合に、遺体の安置場所、検視場所を確保するとともに、警察等の検視、医師による死亡確認を経た上、遺体の一時保存、洗淨、修復、消毒などの処理を行う。

- (2) 警察は、警察官が発見した遺体及び警察官等に届出があった遺体又は変死体等について検視を行う。
- (3) 市は、警察や病院、消防等関係機関と連絡を取り、検視遺体数及び検視を経ないで医師が死亡確認した災害に原因する遺体数を確認して、災害による死者数を把握する。
- (4) 市は、遺体の適正な保存のため、必要な棺やドライアイス等の確保の支援に努める。
- (5) 事務処理

災害時において、遺体の処理、収容を実施した場合は、次の事項を明らかにしておき遺体処理台帳を作成して記録整理する。

- ア 実施責任者
- イ 死亡年月日
- ウ 死亡原因
- エ 遺体発見場所及び日時
- オ 死亡者及び遺族の住所氏名
- カ 洗浄等の処理状況
- キ 一時安置場及び収容時間
- ク 処理等費用

4 遺体の応急埋葬

(1) 実施方法

- ア 埋葬は、おおむね次の場合に実施する。
 - (ア) 緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋火葬を行うことが困難であると認められるとき。
 - (イ) 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であると認められるとき。
 - (ウ) 埋火葬を行うべき遺族がないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難であると認められるとき。
 - (エ) 経済の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等の入手ができないと認められるとき。
- イ 埋葬の程度は応急仮葬であり、埋火葬に必要な物資の支給及び納骨等の役務の提供によって実施する。
- ウ 火葬場は、原則として、くりはら斎苑を使用するが、大災害による死者多数の場合は、その都度選定する。(資料13-1参照)

(2) 事務処理

災害時において、遺体の埋葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

- ア 実施責任者
- イ 埋葬年月日
- ウ 死亡者の住所、氏名
- エ 埋葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係

オ 埋葬品等の支給状況

カ 費用

5 費用

遺体の搜索、収容及び埋葬に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

第24節 社会秩序の維持活動

災害対策総務部 災害対策商工観
光部

大規模な災害発生においては、市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。このため、市は、物価監視を実施し、更には流言飛語^{りゅうげんひご}や犯罪による社会不安、混乱等を防止するための対策を講ずる。

1 物価の安定、物資の安定供給

- (1) 市は、買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について県の指導の下に調査、監視を行い、住民に情報提供する。
- (2) 市は、適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して安定供給を要請する。
- (3) 市は、買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (4) 市は、住民の集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるよう指導する。

2 警備活動

市は、警察と協力し、自主防犯組織等と連携しながら、被災地域の警備の充実を図る。

第25節 災害廃棄物の処理活動

災害対策市民生活部

大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失等によって大量の災害廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、市は、廃棄物等の収集及び処理を適切に実施し、環境の保全を図っていく。

1 し尿処理

市は、次の方針により、し尿処理を実施する。

- (1) し尿の収集は、栗原市衛生センターへ要請・協議し、くみ取車、運搬車により行う。
なお、避難所より排出されたし尿の収集は、優先的に行う。
- (2) 速やかに、し尿処理施設の応急復旧に努めるとともに、復旧までの間、避難所等に仮設トイレやマンホールトイレを設置する。
なお、仮設トイレ等の設置に当たっては、要配慮者へ配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子供が安全に行ける場所への設置に配慮する。
- (3) 水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレ等の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

2 ごみ処理

市は、次の方針により、ごみ処理を実施する。

- (1) ごみは分別し、可能な限りリサイクルに努め、少量化に努める。
- (2) ごみの収集は、ごみ収集運搬車によるほか、必要に応じて、運搬車を調達し実施する。
- (3) 仮集積場所及び収集日時を定めて住民に広報する。
- (4) 仮集積場所のごみを管理し、あらかじめ選定した処理場に運び処理する。また、交通障害等、収集車両の通行が困難な場合は、夜間収集も検討する。
なお、可能な限りリサイクルに努める。
- (5) 消毒用又は防臭用の薬剤及び指定ごみ袋を配布するとともに、被災地の防疫上特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し早急に収集し、また処理するように指導、広報する。
- (6) ごみの処理は、処理場のほか、必要に応じて埋立て等の環境衛生上支障のない方法で行う。

3 がれき処理

市は、がれきの撤去、運搬、処理等については、建設業協会等関係事業者の協力を得るものとし、次の方針により、実施する。

- (1) 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。

- (2) 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難なものを、仮集積場所及び処理場に運搬する。
- (3) がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。
- (4) アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

4 ごみ及びし尿処理場

ごみ及びし尿の処理場は、資料12-1～12-3参照のこと。

5 清掃班の編成等

市は、ごみ及びし尿に係る清掃については、一般廃棄物収集運搬業者及びし尿収集運搬業者に委託し実施するが、災害により委託が不可能である場合又は緊急を要する場合は、地域の公衆衛生組合員、消防団員等の協力を得て清掃班を編成し、実施する。

6 清掃資機材の調達

市は、清掃資機材について、市内関係業者所有のものを借上げるが、不足する資機材は、知事又は隣接市町長にあつせんを依頼する。

第26節 応急教育活動

災害対策教育部

教育委員会は、災害時における学校施設の被災及び児童・生徒・幼児の被災により、通常の教育を行うことができない場合、教育施設の応急復旧及び被災児童生徒に対する学用品の支給等を行い、応急教育を実施する。

1 実施責任者

- (1) 市立学校等の応急の教育対策は、市長及び教育委員会が行う。
- (2) 災害発生時の学校内における児童生徒等の安全確保など必要な措置は、学校長が行う。

2 事前体制

- (1) 学校長は学校の立地条件等を考慮し、災害時の応急計画を樹立するとともに常に指導の方法などにつき明確な計画を立てておく。
- (2) 教職員は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力し応急教育体制に備えて次の事項を守らなければならない。
 - ア 学校行事、会議、出張等を中止するとともに状況に応じて教育委員会と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。
 - イ 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討する。
 - ウ 教育委員会、若柳・築館両警察署、栗原市消防本部及び保護者への連絡網を確認する。
 - エ 勤務時間以外においては、学校長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め職員に周知しておく。

3 避難措置

- (1) 在校時
 - ア 災害の発生が予想される気象条件となった場合、各学校長は必要に応じ臨時休業等の措置をとる。下校に際しては、事故のないよう十分注意を与え、同一方向又は同一地域ごとに集団行動をとらせる。
 - イ 各学校長は、災害が発生した場合は、災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒、幼児の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡を取り、引き渡し等の適切な措置を講ずる。
 - ウ 遠足等校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導等を行う。
- (2) 登下校時及び休日等の措置
 - ア 登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等と連絡を取り、児童生徒、幼児の安否確認及び状況把握に努める。
 - イ 児童生徒の登校前に休校の措置をした場合は、防災行政無線、広報車等により、保護者

又は児童生徒に連絡する。

(3) 報告の義務

学校長は、災害の規模、児童生徒、職員の状況及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会に報告しなければならない。

4 教育の実施

学校長は、被災の状況により授業ができないと判断したときは、速やかに、臨時休業の措置をとる。

また、正規の授業が困難な場合は、授業等が開始できるよう速やかに次の応急措置を講ずる。

(1) 教育の実施場所の確保

教育委員会は、市長と協議し、次の応急措置等により学校施設を確保する。

ア 応急修理が可能な被害の場合

学校運営及び安全管理上緊急に修理を要する箇所について応急修理又は補強を行い、学校施設を確保する。

イ 施設の全部又は一部がその用途に供し得ない場合

被害の程度又はその状況に応じて次の措置を講ずる。

- (ア) 体育館等教室以外の施設を転用する。
- (イ) 被災学校周辺の余裕のある学校に応急収容する。
- (ウ) 公民館等社会教育施設等に応急収容する。
- (エ) 仮校舎を建設する。

(2) 教職員の確保

教育委員会及び学校長は、県教育委員会の協力を得て、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。

(3) 教育の方法

教育委員会及び学校長は、災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

5 学用品等の給与と調達

(1) 給 与

市長は、児童生徒が学用品を喪失し、又は毀損し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を給与する。

ア 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学に支障を来した小・中・高等学校の児童生徒とする。

イ 学用品の種類等

- (ア) 教科書及び教材で必要と認めるもの
- (イ) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

ウ 給与の方法

- (ア) 教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、学校長を通じ対象者に配付する。
- (イ) 教科書及び教科書以外の教材については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内に支給完了する。
- (ウ) 学校長は、配付計画を作成し、保護者の受領書を徴し、配付する。

(2) 調 達

教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

ア 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

イ 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、市内の業者等から調達するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

6 学校給食対策

- (1) 教育委員会及び学校長は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設、設備等について、市長と協議し、速やかに復旧措置を講ずる。
- (2) 学校給食用物資は、財団法人宮城県学校給食会（電話022-257-2324）及び関係業者の協力を得て確保するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼するとともにその他必要な措置を依頼する。

7 学校等教育施設が地域の避難所等になった場合の措置

避難所の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに市は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

- (1) 避難所に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。
- (2) 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

8 災害応急対策への生徒の協力

学校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救援活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導の下に参加できるよう検討する。

9 文化財の応急措置

被災文化財は、文化財としての価値を損なわないよう、県教育委員会と連絡を密にし、所有者又は管理責任者若しくは管理団体に対する指導等必要な措置を講ずる。

2 下水道施設

市は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講じ、迅速かつ的確な応急復旧に努める。

(1) 情報の収集、被害規模の把握、報告

被害状況を早期かつ的確に把握する必要から、下水道施設台帳等を活用し、被害状況の的確な把握に努める。また、被害状況について必要に応じ県へ報告する。

(2) 応急対策

ア 管きよ

(ア) 管きよ、マンホール内部の土砂の^{しゅんせつ}浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急送水、仮水路、仮管きよ等の設置を行い、下水排水機能の回復を図る。

(イ) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。

イ ポンプ施設・終末処理施設

(ア) 停電により、ポンプ施設及び浄化センターの機能が停止又は低下した場合、発電機等により機能回復に努める。

(イ) 浄化センターへの流入量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置として、バイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関へ連絡する。

(ウ) 浄化センターでの下水処理機能がまひした場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

(3) 被害箇所の応急復旧

建設業者及び排水設備等工事指定店と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。

(4) 資材等の調達

応急資材等は、建設業者及び排水設備等工事指定店から調達するものとするが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

3 電力施設

市は、応急措置が必要と認めた場合、東北電力ネットワーク(株)栗原登米電力センター所長に応急措置を要請するとともにその実施に協力する。

地域内における電力施設の災害応急対策は東北電力ネットワーク(株)栗原登米電力センター所長が行うものとする。

4 ガス施設

市は、二次災害の防止と被災状態の復旧について(一社)宮城県LPガス協会の計画に協力する。

5 電信・電話施設

電気通信設備が被災した場合には、公共機関などの通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ確実に実施し通信の確保を図る必要がある。また、電気通信設備に係る災害応急対策は、東日本電信電話(株)宮城事業部等通信事業者が実施する。この復旧に対して、市は、必要に応じ災害応急対策に協力する。

第28節 防災資機材及び労働力の確保

災害対策総務部 災害対策建設部
災害対策商工観光部

大規模な災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、市及び防災関係機関は、災害発生時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期すものとする。

1 緊急使用のための資機材の調達

- (1) 市は、必要に応じて、あらかじめ締結している協定に基づく応援要請等により、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。
- (2) 市は、防災関係機関と防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。
- (3) 市は、自主防災組織等が行う自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、支援する。

2 労働力の確保

(1) 栗原市建設業協会への協力要請

市は、栗原市建設業協会に協力を要請し、必要な人員、資機材等を確保する。

栗原市建設業協会が編成する作業隊の活動内容は、おおむね次のとおりである。

- ア 災害発生直後において、被害の拡大防止、安全確保及び二次災害の防止等を目的として、直ちに施工する必要のあるものについての活動
- イ 災害の発生後、各種施設の機能回復等を目的として、早急に施工する必要のあるものについての活動
- ウ 緊急内水排水に係る仮設ポンプの設置
- エ その他、緊急を要する活動

(2) 奉仕団の編成及び活動

ア 奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団、婦人会、自主防災組織、民間団体の協力を得て編成する。

イ 奉仕団の活動内容

奉仕団の活動内容は、次のとおりとし、労働の種別により適宜協力を求める。

- (ア) 避難誘導の補助及び避難所の奉仕に関すること。
- (イ) 炊き出し及び給水の奉仕に関すること。
- (ウ) 救援物資支給の奉仕に関すること。
- (エ) 清掃及び防疫の奉仕に関すること。
- (オ) その他災害応急措置の応援に関すること。

(3) 労働者の雇用

労働者の雇用は、原則として築館公共職業安定所を通じて行う。

ア 労働者の雇用の範囲

- (ア) 被災者の避難
- (イ) 医療救護における移送
- (ウ) 被災者の救出
- (エ) 飲料水の供給
- (オ) 救援用物資の整理、輸送及び配分
- (カ) 遺体の搜索及び処理

イ 労働者の賃金

雇用による労働者の賃金は、市内の通常の水準とする。

3 応援要請による技術者等の動員

市は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

(1) 指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対する職員派遣要請手続

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。その場合は、次の事項を記載した文書をもって要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 知事に対する職員のおっせん要請手続

市長が指定地方行政機関、指定公共機関、県又は他の市町村の職員派遣のおっせんに要請する場合は、知事に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

- ア 派遣のおっせんに求める理由
- イ 派遣のおっせんに求める職員の職種別人員数
- ウ 職員を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣おっせんについて必要な事項

4 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要がある、また、災害対策基本法第71条第2項の規定により、知事の権限の一部を市長に委任した場合は、市長は、従事命令等による応急業務を行う。

(1) 知事の従事命令等

ア 従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は、次のとおりである。

- (ア) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (イ) 保健師、助産師又は看護師
- (ウ) 土木技術者又は建築技術者
- (エ) 大工、左官又はとび職
- (オ) 土木事業者又は建設事業者及びこれらの者の従事者
- (カ) 鉄道事業者及びその従事者
- (キ) 自動車運送事業者及びその従事者

イ 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させる。

ウ 保管命令等

救助のため管理、使用、収容できるもの、また、保管させることができるものは、次のとおりである。

- (ア) 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収容することが適当と認めるもの。
- (イ) 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

5 労働力の配分計画

- (1) 各応急対策計画の実施担当責任者は、労働者等の必要がある場合は、労働の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、災害対策総務部長に労働供給の要請を行う。
- (2) 災害対策総務部長は、労働供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

第29節 農林水産業の応急対策

災害対策農林振興部

風水害等により、農業生産基盤、林道・治山施設・養殖施設等施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による花き等のハウス作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、市は各関係機関と相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

1 活動体制の確立

市は、農林水産業に関する災害対策の総合かつ一元的体制を確立し農林水産物生産の安定を期するため、関係機関と緊密な連絡のもとに災害対策を講ずる。

- (1) 市長は、農林水産業の総合的な応急対策を講ずる。
- (2) 農業協同組合、森林組合、土地改良区等の関係団体は、それぞれ所管する農業、林業の応急対策を実施する。

2 農地・農業用施設

市は、国、県、土地改良区と連携を図り、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- (1) 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- (2) 風水害等により農地・農業用施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- (3) 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡を取り実施する。

3 林道、治山施設

市は、林道、林地、治山施設に係る二次災害を未然に防止するため、県の協力を得て安全性を点検し、早急に必要な対策を講ずる。

- (1) 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設等の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
- (2) 林道、林地、治山施設が被災した場合、被災施設等の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施するほか、県の行う応急対策に協力する。

4 農産物

市は、県、新みやぎ農業協同組合等関係機関と連携を取り、災害に対応する次の技術対策を徹底し、被害の軽減を図る。

- (1) 共通対策

ア 追播^{ついはん}の実施

播種^{はしゅ}可能な期間中に災害が発生した場合は、直ちに追播^{ついはん}を緊急実施するように指導する。

イ 作付転換の実施

生育時期により作付転換を要する程度の被害を受けた場合は、適時適切な作物に転換するように指導する。

(2) 水 稲

ア 水害

(ア) 用排水路、けい畔等が損壊し、水不足が発生した場合、損壊箇所の修復を行い、用水の確保を指導する。

(イ) 軟弱地盤地帯での苗の埋没、浮き上がり、横倒し、泥水の冠水などの被害や、液状化に伴う噴砂現象による堆砂被害が発生した場合、応急対策として補植、植え直し、土砂の撤去を指導する。

イ 干ばつ

用水不足時は、地域ごとに用水計画をたて、栽培管理に当たっては、生育に応じた節水栽培を行うよう指導する。

ウ 凍霜害

育苗期間中は、降霜情報に注意し、水管理及び保温のための対策を行うよう指導する。

(3) 畑作物

ア 水害（野菜類）

(ア) ほ場の排水を図り、浅い中耕による生育の回復を図るよう指導する。

(イ) 退水後、病虫害防除のための薬剤散布を行うよう指導する。

(ウ) ばれいしょは、収穫腐敗防止対策を実施するとともに、市場出荷又は飼料として、サイロに詰める。生育初期地表が洗い流されて露出したものは、早急に培土する。

イ 干ばつ（陸稲雑穀）

(ア) 根を傷めないように浅く表土を削って水分の蒸発を防ぐよう指導する。

(イ) 畝間に敷わらを行い、灌水^{かんすい}するよう指導する。

ウ 凍霜害

(ア) 果菜類ビニールハウス内に更にビニールを張るか、ハウスをこも等で覆うよう指導する。

(イ) 果菜類は定植期を急がず、その地帯の晩霜危険期を過ぎた時を目安とするよう指導する。

(ウ) いちご及びほ場に定植した花き類はビニール、ポリエチレン、稲わら等で被覆するよう指導する。

(エ) ほう芽後のばれいしょは、幼芽の隠れる程度覆土するよう指導する。

エ 雨害

麦類は、適期刈取りと乾燥法の改善、早期収納に努めるよう指導する。

オ 雪害（麦類、なたね）

融雪の促進を図り、融雪水の排水及び速効性肥料の施肥並びに薬剤散布を行うよう指導する。

(4) 果 樹

被害を受けた樹園地では樹勢の維持回復に努めるとともに、樹が傾いたり、倒れたりした場合は、根が乾かないうちに早めに起こし、土寄せして支柱で支えるよう指導する。

(5) 施設園芸

ア 保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し保温に努めるよう指導する。

イ 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努めるよう指導する。

ウ 暖房機を稼働させるための電源を確保するよう指導する。

エ 給水源等を確保するよう指導する。

(6) その他の災害等

その他の災害等については、農業災害ハンドブック（宮城県農政部）により、関係機関等と十分協議をしながら指導する。

5 畜 産

市は、県、新みやぎ農業協同組合等関係機関と連携を取り、災害に対応する次の技術対策を徹底し、被害の軽減を図る。

(1) 応急技術対策

ア 水害

(ア) 家畜の退避と飼料確保を指導する。

(イ) 被害家畜の健康検査を実施するよう指導する。

(ウ) ほ場の排水に努めるとともに、収穫間近の場合、飼料作物の早期収穫を指導する。

イ 干ばつ

(ア) 飼料作物及び牧草地の灌水実施かんすいの指導を行う。

(イ) 給水施設を整備するとともに衛生管理指導を徹底する。

(ウ) 牧草類の早期刈りを指導する。

ウ 凍霜害

(ア) 被害作物は、直ちに収穫し、トレンチ、スタック、バンカー等のサイロを利用しサイレージに調整するか、乾燥して貯蔵するよう指導する。

(イ) 発芽間もない牧草に対しては、鎮圧を励行するよう指導する。

エ 冷害

(ア) 牧草類に追肥を行い、生育の促進を図り、飼料作物類の生産不足を補わせる。

(イ) 家畜の日光浴の励行を指導する。

オ 雪害

(ア) 融雪水路の建設及び消雪資材の準備を指導する。

(イ) 家畜施設倒壊防止のため除雪作業を促進する。

カ 火災

家畜を避難させ、畜舎の類焼を防止するよう指導する。

キ 病虫害

飼料作物の病虫害防除活動を推進し、被害地は更新、追播、追肥を行わせる。

(2) 家畜伝染病の発生防止

ア 家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、県の指示に従って家畜の検査、注射、又は投薬を実施する。

イ 家畜の所有者に対し、必要により次の措置を講じさせる。

(ア) 患畜又は疑似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置

(イ) 殺処分及び死体の焼却、埋却

(ウ) 汚染物品の焼却等又は畜舎等の消毒

(3) 死亡獣畜の処理

市は、県の指導・協力の下、次の活動を行う。

ア 家畜伝染病の発生やまん延を防止するために必要と認められたとき、死亡獣畜の検査を県に依頼する。

イ 死亡獣畜が伝染病でない場合、県は家畜の所有者に対して、自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して死亡獣畜取扱場及び化製場へ搬送させ、適切に処理させる。

ウ 死亡獣畜取扱場及び化製場への搬送が不可能な場合、県は家畜の所有者に対し、死亡獣畜取扱場以外の埋却の許可等を行い、適切な処理を指導する。

エ 所有者不明等の死亡獣畜について、市が処理を行う。

6 林業

市は、国、県及び関係機関の協力を得て、林産物の生産者・団体等に対して応急対策の指導・助言を行う。

(1) 森林

ア 風雪害

(ア) 倒伏した造林木の引き起しを指導する。

(イ) 被害木等の伐倒及び搬出を指導する。

(ウ) 被害木等の跡地へ造林を指導する。

イ 病虫害の防除

(ア) 森林病虫害の発生又はそのまん延を防止するため必要があると認めたときは、県の指導の下に関係団体、所有者等の協力を得ながら発生予測体制の強化、防止に努める。

(イ) 薬剤及び防除機器の確保に努める。

ウ 林業資材のあっせん

森林組合と協力し、被災者に対する施設復旧用の林業資材のあっせんを行う。

(2) 治山

がけ崩れ等の災害の未然防止又は軽減を図るため、公共の利害に密接な関連を有する地域に対しては、応急的措置を講ずるとともに県に対し、治山対策等の必要な措置を要請する。

第30節 応急公用負担等の実施

災害対策総務部

1 目的

大規模災害が発生した場合、又は発生が予想される場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理、使用し、収容し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図るものとする。

2 応急公用負担の権限

(1) 市長

応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長は次の措置をとることができる。

ア 市の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収容すること。

イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置。

ウ 市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させること。

エ 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

(2) 警察官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

警察官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長若しくはその職権の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、市長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 消防職団員

ア 消防職員、消防団員

(ア) 火災が発生、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。

(イ) 火災の現場付近にある者を、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助、その他の消防作業に従事させること。

イ 消防長、消防署長

(ア) 延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。

(イ) アの(ア)及びイの(ア)に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物並びに土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。

(4) 知事

ア 県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令、又は保管命令を発し、施設、土地、家屋若し

くは物資を管理、使用又は収用することができる。

- (ア) 被災者の救援、救助その他保護に関する事項
- (イ) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項
- (ウ) 施設及び設備の応急復旧に関する事項
- (エ) 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
- (オ) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
- (カ) 緊急輸送の確保に関する事項
- (キ) その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関する事項

イ 災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、アに定める市長の応急公用負担等を代わって実施することができる。

3 公用令書の交付

公用令書は、応急公用負担等の協力を求める場合に必要であり、宮城県知事が交付することとなっていることから、その必要がある場合には、県と協議し協力を求める。

※以下知事の業務手順参照

- (1) 知事は、従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。
- (2) 知事は、公用令書に次の事項を記載しなければならない。
 - ア 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - イ 当該処分の根拠となった法律の規定
 - (ア) 従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間
 - (イ) 保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
 - (ウ) 施設等の管理、使用又は収用にあっては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日
- (3) 知事は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取り消したときは、速やかに公用変更又は公用取消令書を交付しなければならない。
- (4) 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、災害対策基本法施行規則及び宮城県災害救助法施行規則に定めるとおりとする。

4 手続

- (1) 市長は人的公用負担については、当該者に対して口頭で指示するものとする。
- (2) 市長は物的公用負担については、緊急時には口頭で指示を行い後日以下の内容により文書にて通知を行うものとする。
 - ア 工作物等の使用、収用
 - (ア) 使用又は収用を行うときは、対象となる土地建物等の占有者等に対し、その土地、建物等の名称又は種類、形状、数量、場所、その処分の期間又は期日その他必要な事項を通知するものとする。

(イ) 通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明のときは、対象となる土地、建物等の名称、種類等の通知すべき事項を、市又は土地建物等の所在した場所を管轄する若柳警察署及び築館警察署に掲示し、通知に代えるものとする。

イ 工作物等の障害物の撤去

(ア) 市長又は警察官が障害物（災害を受けた工作物等）を除去したときは、市長又は警察署長は適正な方法で保管するものとする。

(イ) 保管した場合、当該工作物等の占有者その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示するものとする。

(ウ) 保管した工作物等が滅失又は破損若しくは保管に不相当な費用や手数料を要する場合は、売却しその代金を保管するものとする。

(エ) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担するものとする。

(オ) 工作物の保管に関する公示の日から起算して、6か月を経過しても当該工作物又は売却した代金を返還する相手方が不明等の場合は、市長が保管する工作物等は市に、警察署長が保管する工作物は県に帰属する。

5 事前措置計画

事前措置計画は、災害が発生するおそれがある場合、災害が拡大するおそれがあると認められる設備又は物件に対する事前措置について定め、災害の拡大を防止することを目的とする。

(1) 市長は、災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、被害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示できる。

(2) 若柳警察署及び築館警察署は、市長から要請があったときは、事前措置の指示を行うことができるが、この場合において、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

6 損失補償及び損害補償等

(1) 地域内において、物的応急公用負担等の処分が行われた区域においては、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(2) その区域を含む地域の住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合について、実費弁償は行わないものとする。ただし、応急措置業務に従事したことにより、死傷等をしたときは、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合補償条例の定めに従い損害を補償するものとする。

第31節 災害種別毎応急対策

全 部

大規模な火災及び事故災害が発生した場合、市は迅速かつ的確に被災者の救援や被害の拡大の防御対策等応急措置を講ずる必要がある。ここでは災害種別ごとの市と防災関係機関による災害の応急対策について定める。

1 火災応急対策

災害発生時には、市は、消防本部、消防団はもとより、県、住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて、延焼拡大防止措置等を行うものとする。

(1) 消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、火災発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、火災発生直後あらゆる方法により住民等に延焼拡大防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

ア 消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。

(ア) 重要防ぎょ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

(イ) 消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、消火有効地域を優先して消火活動を行う。

(ウ) 市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たる。

ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特殊車両を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

(エ) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎょ上必要な消火活動を優先する。

(オ) 火災現場活動の原則

- a 出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

- b 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。
- c 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(2) 消防本部、消防団の活動

ア 消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡を取り、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、次により効果的な消防活動を行う。

(ア) 初期における情報収集体制

火災発生時において、消防本部が消防力をいかに発揮できるかは、初動体制を確立する上で特に重要であることから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

(イ) 火災の初期消火と延焼防止

火災が発生した場合は、消防署及び消防団を指揮し、初期消火に務め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

なお、災害によって、建築物の倒壊、橋りょうの損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な回路を利用し、消火活動を行う。

また、災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

イ 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、消防長、消防署長の指揮下に入り、消防隊又は住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

(ア) 火災情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡を取り、災害の情報を収集するとともに、住民へ伝達する。

(イ) 避難誘導

避難の勧告又は指示が出された場合は、関係機関と連絡を取りながら、住民を安全な場所に誘導する。

(3) 事業所の活動

ア 火災が発生した場合の措置

(ア) 自衛消防隊により、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防本部へ通報する。

(イ) 必要に応じて、従業員、来客等の避難誘導を行う。

イ 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講ずる。

(4) 自主防災組織の活動

自主防災組織は、災害発生時には以下の活動を行う。

ア 火気遮断の呼び掛け・点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼び掛けを行うとともに、その点検及び確認を行う。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

(5) 住民の活動

ア 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂のくみ置きの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

ウ 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

(6) その他の応急対策

上記以外の応急対策については、前節までの各応急対策を準用する。

2 林野火災応急対策

林野火災発生時においては、市は関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講ずる。

(1) 林野火災の警戒

火災警報の発令等林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに応急体制を準備する。

ア 火災警報の発令等

気象庁等から通報を受けたとき、又は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への通知、火の使用制限、消防本部の警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

イ 火災警報の周知徹底

火災警報の住民及び入山者への周知は、警鐘、サイレン、掲示標による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ等を通じ、周知徹底する。

(2) 林野火災の防ぎよ

火災発生時の通報通信連絡体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が、一致協力して林野火災の鎮圧に当たる。

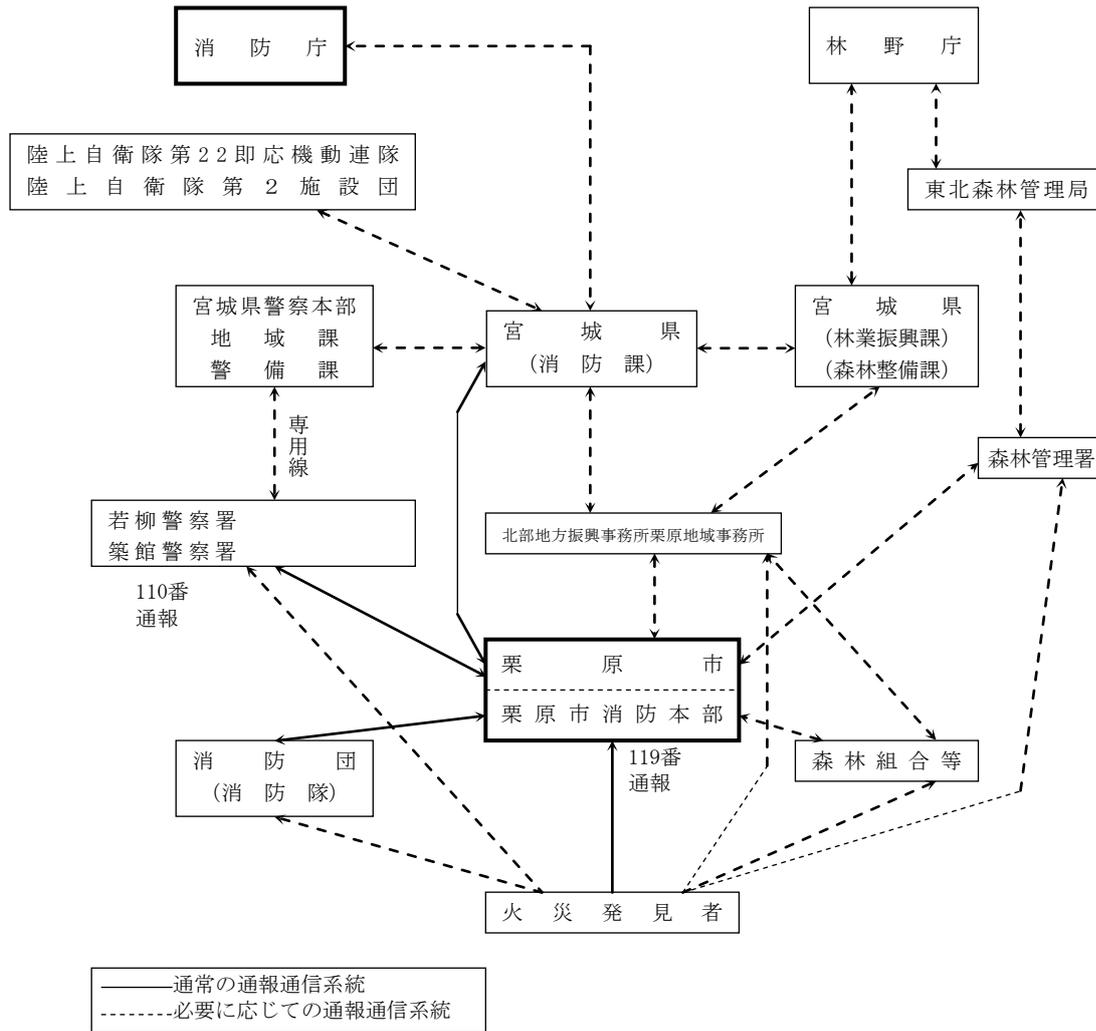
ア 火災通報及び通信体制

消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、直ちに、最寄りの消防署等の出動を指令するとともに、関係消防団の出動を要請する。

これと並行して、県、森林管理署、警察署、地方振興事務所等関係機関に通報する。

地区住民及び入山者に対する伝達は、防災行政無線、サイレン、広報車等により行う。

通報通信系統図



イ 消防隊の編成及び出動区分

(ア) 消防隊は、消防職員及び消防団員をもって編成し、消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）の所轄の下に林野火災の防ぎよを担当する。

(イ) 隊の編成は、地域の実情に応じて中隊、小隊及び分隊とし、それぞれに隊長を置く。

(ウ) 消防隊の出動区分は、通常出動及び総員出動とする。

(エ) 通常出動とは、消防隊が、出火地点又は延焼区域を含む防ぎよ区の隣接区域等に限って出動するものをいう。

(オ) 総員出動とは、消防職員及び消防団の全部を出動させるものをいう。

ウ 相互応援協定による応援要請

他の消防機関の応援が必要なときは、「宮城県広域消防相互応援協定書」に基づき、応援要請を行う。(資料10-3 参照)

エ 自衛隊の災害派遣要請

林野火災の延焼拡大が甚だしく消防隊及び関係機関並びに地区住民の協力を得ても防衛困難な場合は、市長から知事に自衛隊の派遣を依頼する。要請手続等については、本章第12節「自衛隊の災害派遣」による。

オ 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて、消防本部、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣隊等が統一的指揮の下に円滑な消防活動が実施できるように現場指揮本部を設置し、関係機関の指揮者による連絡会議等を必要に応じ設け、消防長を最高指揮者として、状況に応じた防ぎょ方針を決定し、有機的な組織活動を確保する。

火災の区域が二以上の市町村にまたがる場合の最高指揮者は、当該消防長が協議して定める。

現地指揮本部は、火災の状況及び防ぎょ活動の状況が把握できる場所に設置するよう努め、総合通信体制を整えるとともに、必要に応じ予備隊、補給隊、救護隊を置く。

カ 消火方法

初期消火は、叩消し、踏消し、覆土、散土、散水等により消火する。

緩慢火災は、樹冠火^{じゅかんか}には伐開^{ぼつかい}防火線、地表火^{かきおこし}には掻起^{かきおこし}防火線、剥取^{はぎとり}防火線、焼切^{やききり}防火線等の防火線の設定を併せて実施するほか、状況に応じ、迎え火消火及び化学消火薬剤を使用する。

激烈火災の場合は、火勢の状況、地況、林況、気象及び防ぎょ力等を考慮し、適切な消火方法により火災を鎮圧する。

なお、飛火、残火処理に留意する。

キ 空中消火の要請

ヘリコプターによる空中消火の実施は、次の場合要請することができる。

(ア) 地形等の状況により、地上の防ぎょ活動が困難な場合

(イ) 火災規模に対して地上の防ぎょ能力(応援協定に基づく応援隊及び自衛隊地上災害派遣部隊含む)が不足又は不足すると判断される場合

(ウ) 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態の発生が予測される場合

なお、空中消火資機材の使用については、「宮城県空中消火用資機材運営要綱」(平成16年4月1日施行)の定めるところによる。

(エ) 火災防ぎょ等の訓練を実施する場合

(オ) その他特に必要と認める場合

(3) 二次災害の防災活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・

斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性が高いため、関係機関は、機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

3 危険物等災害応急対策

消防本部は、危険物施設等の被害状況を速やかに把握するとともに、二次災害防止のため、直ちに火災警戒区域を設定するなど迅速かつ適切な応急措置を講ずるとともに、防災関係機関等と相互に協力し、総合的な災害防止対策を実施するものとする。

(1) 危険物施設

ア 陸上における応急対策

市内には、ガソリン、灯油等を貯蔵、取り扱う危険物施設が多数あり、災害時においては破損、火災等により、危険物の漏洩や爆発等の事態の発生が考えられる。

消防本部は、危険物施設の所有者、管理者又は占有者並びに危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、火災、爆発事故などの災害が発生した場合に被害を最小限に食い止めるための応急対策体制と次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

また、市民及び市内の事業所で火災予防条例に規定する危険物等を貯蔵、取り扱う場合は、災害により、漏洩、火災、爆発等の事故が生じない措置を講ずるよう指導する。

- (ア) 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の
 応急点検と出火等の防止措置
- (イ) 混触発火等による火災の防止措置及び初期消火活動並びにタンク破損等に係る流出
 等の広域拡散の防止措置及び応急対策
- (ウ) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、地区住民に対する人命安全措施及び防災
 関係機関との連携活動

イ 災害発生事業所等の措置

- (ア) 大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに消
 防関係機関に通報するとともに、現場付近の者に対し注意喚起を行う。

また、必要に応じ、地区住民に避難するよう警告する。

- (イ) 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動を実施するとともに、必要に応じ、
 他の関係企業等の応援協力を求める。

a 危険物の漏洩があった場合

- (a) 損傷箇所の修理を行う。
- (b) 損傷タンク内の危険物を他の損壊していない貯蔵タンク等へ移送する。
- (c) 中和剤等により、流出した危険物の処理を行う。
- (d) 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
- (e) 消火準備を行う。

- b 消防本部に対し、爆発性、引火性物品の所在施設及び災害の様態を報告し、その指
 揮に従い、積極的に消火活動を実施する。

(2) 高圧ガス施設

高圧ガス製造・販売・貯蔵等の事業者は、災害発生後、速やかに緊急点検等を行い、被害が生じている場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。

(3) 火薬類製造施設等

ア 火薬類製造・販売等の事業者は、災害発生時には、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講ずる。

(ア) 火薬類製造施設においては、製造を停止し、緊急点検を行う。

(イ) 火薬庫及び庫外貯蔵所においては、施設及び貯蔵状態の異常の有無等を緊急確認する。

(ウ) 消費場所においては、火工所、切羽等の異常の有無を適宜確認する。

イ 消防本部は、火薬類製造施設等の関係者に対し、災害防止措置の指導等を行うとともに、常に警察関係機関と連携を図り、災害の拡大、二次災害等の防止に努めなければならない。

(4) 毒物・劇物及び指定可燃物貯蔵取扱施設

消防本部は、毒物、劇物及び指定可燃物貯蔵取扱施設の関係者に対し、災害防止措置の指導等を行うとともに、常に関係機関と連携を図り、災害の拡大、二次災害等の防止に努めなければならない。

4 航空災害応急対策

市は、航空機事故等による災害から乗客及び住民等を守るため、防災関係機関との緊密な協力の下で応急対策を実施し、被害の拡大を防御又は被害の軽減を図る。

(1) 事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報するものとする。

(2) 速やかに災害に関する情報収集に努めるとともに、被害状況を把握し、県へ報告する。

(3) 事故発生時に火災が発生したとき若しくは救助を要するときは、消火救難活動を実施する。

(4) 負傷者が発生した場合、市内の医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ、救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。

(5) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保し対応する。

(6) 災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

(7) 被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

5 鉄道災害応急対策

市内において鉄道災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ輸送の確保を図るため、市は、必要な措置をとるとともに、東日本旅客鉄道(株)仙台支社及び盛岡支社の対策（早期初動体制の確立、被害状況の把握、的確な応急対策の実施）に協力する。

- (1) 事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報するものとする。
- (2) 速やかに災害に関する情報収集に努めるとともに、被害状況を把握し、県へ報告する。
- (3) 事故発生時に火災が発生したとき若しくは救助を要するときは、消火救難活動を実施する。
- (4) 負傷者が発生した場合、市内の医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ、救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。
- (5) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保し対応する。
- (6) 災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。
- (7) 被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

6 道路災害応急対策

道路災害による負傷者等の発生や道路機能の支障発生に対しては、市は他の道路管理者及び防災関係機関と密接な連携を図り、速やかな応急対策を講ずる。

(1) 被災状況等の把握

災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講ずる。また、被害情報の収集に努める。

(2) 負傷者の救助

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助活動を行う。

(3) 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、宮城県防災情報連絡協議会の緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

(4) 二次災害の防止対策

災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。